

25 国民春闘方針

スローガン

たたかう労働組合のバージョンアップ、対話と学びあいで

すべての労働者の大幅賃上げ・底上げ、労働時間短縮の実現

憲法をいかし、軍拡増税でなく公共の再生、社会保障の充実を

国民春闘共闘委員会・全労連

もくじ * * * * *

はじめに

25 国民春闘の基調

【25 国民春闘での要求基準】

- ◆大幅賃上げ・底上げ要求
- ◆労働時間、働き方に関わる4つの要求

第一章 たたかいの到達

第二章 4つの要求のたたかい方と仲間づくり

- 1 大幅賃上げ・底上げ、非正規労働者の要求前進、社会的賃金闘争の前進をめざして
- 2 労働時間短縮の実現、労基法解体を許さないたたかい
- 3 公共の再生、公務・公共体制や教育、社会保障の充実を
- 4 政府の改憲策動を止め、憲法がいかされる社会を
- 5 「対話と学びあい」をすすめ、要求の求心力で組織強化・拡大に全力をあげる

【25 国民春闘の行動計画】

【25 国民春闘方針付属資料】

はじめに

25 国民春闘では、人間らしい生活と豊かな職場・地域をつくるために労働組合主導のたたかいで、すべての労働者の大幅賃上げ・底上げを実現し、この日本を賃金が上がる国に転換させましょう。労働時間短縮の実現、長時間労働や人手不足の解消をはかり、安定した雇用のもとで誇りとやりがいをもって働き続けられる職場・地域をつくること、市場原理で歪められ脆弱化した公共と社会保障を再生・拡充させること、そして「武力や抑止力でなく対話で平和を」と声を上げ、戦争をやめさせ、平和憲法の改悪を止めましょう。この4つの要求を重点にたたかきましょう。

これらの要求を実現させるための最大の力は、「組合員の主体的な参加による春闘」、「たたかう労働組合の仲間が増えること」にこそあります。すべてのたたかいにジェンダー平等推進を位置づけ、組合員や労働者との「対話と学びあい」を徹底的に広げ、たたかう労働組合のバージョンアップで仲間を増やして25 国民春闘の勝利をみんなでつかみましょう。

これまでのストライキや統一闘争強化など「たたかう労働組合のバージョンアップ」をはかることで、労働者の生活を守り、日本経済の再生には「賃上げが欠かせない」こと、最低賃金は、「時給1,500円をめざす」(2023.8末)と政府にも言及させました。紛れもなく8年前の2016年にいち早く「全国一律1,500円」を打ち出し広げてきた国民春闘共闘・全労連のたたかいはつくり出した到達です。公務・民間の共同のたたかいの推進をはかる中で、公務員賃金(人事院勧告)でも30年ぶりの水準をつくりました。

2024年10月の総選挙の結果、政治情勢は大きく変化し、自民・公明の一強体制から与野党が拮抗する体制となる歴史的な変化がつけられました。労働者・国民の要求や声を無視することができない画期的な変化です。しかし、日本では自民・石破政権が継続され、米国ではトランプ政権が復権するという労働者・国民の生活よりも財界・企業利益第一主義の政治を変えるまでには至っていません。まさにせめぎあいの情勢のもとで、25 国民春闘はたたかわれます。

物価は上がり始めた2020年比で110%、食料、電気、消耗品では120%と終わりなき高騰が続いています。労働分配率が史上最低の38%と、大企業が史上最高の利益と内部留保を増やし続ける一方で、労働者の賃上げは物価高騰分すら賄えない水準に押しとどめられています。非正規労働者や女性労働者の不当な低賃金の固定化、成果主義による日本版ジョブ型賃金の広がり、中高年層の賃上げ抑制などが意図的に行われるなど、生活改善がはかられる状況にはありません。特に、ケア労働者、非正規労働者、中小企業での賃上げは、急がれます。労務費の価格転嫁を使用者が要求するよう交渉を強める必要があります。

アメリカや欧州、韓国などでたたかう労働者が、大小さまざまなストライキなどの労働者自らのたたかいで変える実践の流れを広げています。

国民春闘共闘・全労連のたたかいは、賃上げの「追い風」の状況をつくり出してきました。こうしたもとで、25 国民春闘に立ち向かうこととなります。

25 国民春闘の基調として、強調したい点と賃上げ要求基準は次の通りです。

● すべての労働者の大幅賃上げ・底上げへ、ストライキを背景にたたかおう

25 国民春闘における最大の国民的課題は、大幅賃上げ、底上げを実現することにあります。25 国民春闘は、①つくり上げた賃上げの追い風情勢をいかし、さらなるたたかう労働組合のバージョンアップ、職場・地域からのボトムアップの運動で、「労働組合主導の春闘」をつくり、生活改善が実感できるすべての労働者の大幅賃上げ・底上げを実現させることをめざします。生計費原則に基づく賃上げ要求の練り上げ、要求の提出、ストライキを背景にしたたたかひの更なる実践を広げましょう。マスコミ、SNS を含め社会的にオープンにする発信を強めます。②「職場での労使交渉による賃上げ」と「社会的な賃金闘争（最低賃金、公契約、公務員やケア労働者の賃上げ）」をともに前進させ労働組合主導の賃上げ闘争をつくりましょう。最低規制要求をしっかりと掲げて、ケア労働者、非正規春闘、最低賃金全国一律の実現などの具体化で春闘をけん引することをめざします。労基法の解体を許さず改善を求めるたたかひをつくりましょう。③何よりも、組織が強くなること、仲間を増やして春闘に勝利する活動スタイルに変えることに最後までこだわり、組合員との「対話と学びあい」の実践を積み上げましょう。

● 統一闘争と地域春闘の強化でたたかう労働組合の本領発揮を

国民春闘共闘・全労連のこれまでの春闘の最大の教訓は、「力を合わせること」で前進をはかってきたことにあります。統一要求、統一行動、統一ストライキなど、単産や地域の統一闘争への結集を一層強めることでたたかう労働組合の本領を発揮することで 25 国民春闘の前進をめざします。

地域春闘の構築は、賃上げでも、労働条件改善でも、公共を守るたたかひでも、平和を守る要求でも、職場内のたたかひだけでは打開できない要求の実現に向けて力を合わせることです。地域組織からの経営者要請、ストライキ行動の相互支援、自治体要請、そして、公務・民間一体でのたたかひをつくりあげましょう。

最低賃金全国一律実現、非正規労働者の力を集める非正規春闘、公共の再生や改憲させないたたかひなど、地域組織を軸に「地域春闘」をつくり春闘勝利を手繰りよせましょう。

● 「対話と学びあい」労働組合のバージョンアップで仲間を増やして勝利する

賃上げでも労働条件改善でも要求実現の要は、当事者の強い要求の声と対使用者、対資本との力関係を変える数の力です。組合員の主体的な参加による春闘をつくるには、組合員自らが、是が非でも改善させたいと思う強い要求、強い思いを持つことが出発点となります。24 秋季年末闘争方針で具体化した、「要求対話」

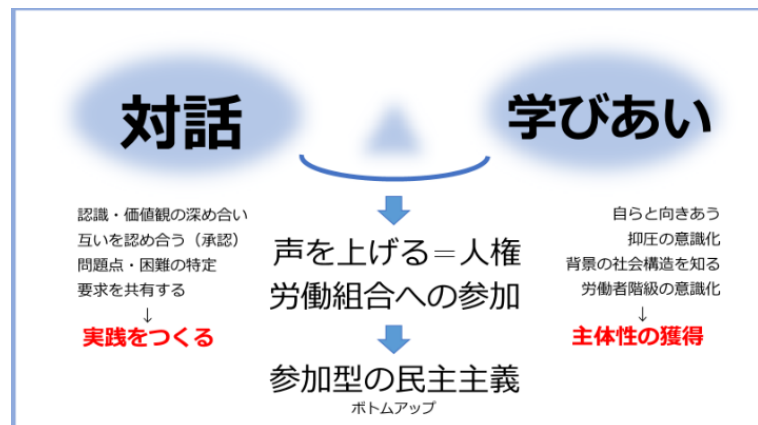
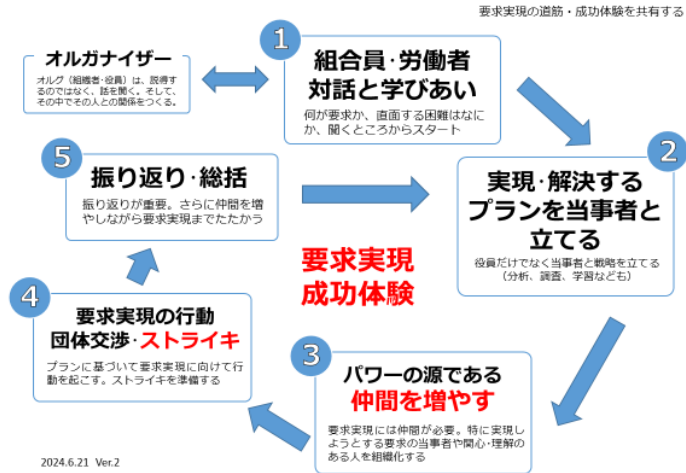
→「作戦対話」→「仲間増やし対話」

を「困難な生活や職場の現状の背景にはなにがあるのか」「労働組合とはなにか、何ができるのか」などの「対話と学びあい」を 25 国民春闘でも貫きたたかうこととします。

たたかう労働組合のバージョンアップで、①要求の求心力で仲間を増やす、②ストライキでたたかえる組織になること、③統一闘争への結集で力を合わせられる組織になること、この3点をつくりあげ春闘に勝利しましょう。

また、すべてのたたかいをジェンダー平等推進、女性差別根絶の視点で具体化をはかり、誰もが、どこでも参加できる組織づくりをすすめながら、未来を展望できるたたかいにしましょう。

「対話と学びあい」から「要求の求心力で組織拡大」する概念図



● 最低賃金全国一律制と 1,500 円以上の実現、最低規制強化

人手不足、地域経済の疲弊の深化で、地域間格差に対する怒りが高まり、是正を強くもとめる声広がっています。運動の推進力は、職場や地域の組合員にこそあります。25 通常国会での全国一律制の法改正に向けて、職場・地域から声を上げる「チェンジ全国一律最低賃金実現キャンペーン」を成功させましょう。

最低規制の強化を強く求める春闘にします。企業内、産業内の最低賃金、最低賃金全国一律制の実現、労働時間規制の強化「1日7時間労働、週35時間」要求の前進、ハラスメント規制の強化など、多様な賃金の支払い方法や非正規労働者などが広げられるもとの、賃金の値崩れを防ぐことも含めて、最低ルールを労働組合としてつくらせる特段の努力が求められています。立場の

弱いものにしわ寄せする社会や経済のあり方を問い、人権を守るたたかいとして、当事者の組織化で成功させます。

具体的には、単産としての最低基準の打ち出し、職場では企業内最低賃金要求をすべての職場で要求することにこだわって具体化をはかります。

● 労働時間の短縮、労基法解体を許さず改善をめざす

政府は、「三位一体の労働市場改革」を押しすすめ、40年に一度とされる労働基準法の見直し議論をすすめています。労働者保護の観点から最低基準を定める労基法を解体する議論です。職場実態を告発し、労働者が求めているのは働き方の規制緩和ではなく、規制強化であることを示し、労基法の解体ではなく労働時間「1日7時間制、週35時間」の実現などの改善を求めるたたかいを25国民春闘の中心課題にすえてたたかいます。

● 「非正規春闘」と非正規労働者の組織化

25国民春闘の中心課題に「非正規春闘」を位置付けます。名古屋市のパート保育士らの1,200人にのぼる雇い止めをやめさせようと建交労や愛労連が組合員とともに声を上げました。東京では、スクールカウンセラーの組合員が雇い止めの不当性を訴え集団訴訟に踏み出しました。会計年度任用職員、期間業務職員など非正規公務員の雇用を守る全国いっせいのたたかいの構築を25春闘でつくります。安定雇用に結ぶ要求とともに、4月遡及、勤勉手当、公募廃止を実現させる働きかけを丁寧当事者一人一人とおこなう実践が必要です。当事者の怒りを組織する「あなたの賃金はあがりましたか?」「賃金上げてって言えていますか」の声をかけながら非正規労働者の組織化とともに声をあげ、非正規労働者の大幅賃上げ、不安定雇用からの脱却をめざす当事者闘争をつくりあげましょう。

● 公共の再生、公務・公共体制や教育、社会保障の充実を

公務職場の人員削減、病院の民営化・独立行政法人化、学校の統廃合、鉄道やバス路線廃止、ライドシェアの導入、郵便料金の値上げなど、公共が切り捨てられてきました。能登半島地震と羽田空港での航空機衝突事故は、公共の切り捨ての進行を明らかにしました。とりわけ、ケア労働者の処遇改善と教員、公務労働者などを含めた人手不足解消は一刻の猶予もない事態と受け止めたたたかいが必要です。25春闘では国民春闘共闘・全労連あげてのたたかいを具体化します。

● ジェンダー平等推進、あらゆるハラスメントや女性差別の根絶をめざす

「今年は妊娠しないだね」「妊娠は病気じゃない。つわりで休む気か」「黙れ、不快」。職場でのハラスメントが絶えません。特に、無意識に女性や性的マイノリティを差別する言動など、社会に潜む無意識の偏見や差別が深刻です。その背景にある不平等な社会の構造や法制度、慣習を見

直し変えていく必要があります。

25年春の通常国会での女性活躍推進法改定案の審議に合わせて2月5日(水)に「あらゆるハラスメントと女性や性的マイノリティ差別の根絶をめざすキャンペーン」のスタート集会を実施し、それを起点に衆参厚生労働委員会を中心にした国会議員要請を実施します。

ILO第190号条約「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」の批准を求める国会請願署名を取り組むとともに、包括的ハラスメント禁止法の制定、男女間の賃金格差解消などの実現と労働組合の加入を促進するジェンダー平等推進キャンペーンに取り組みます。

● 戦争反対、憲法改悪をとめて平和をつくる

イスラエルとパレスチナ・ガザの戦闘から1年、ロシアのウクライナ侵略は2年半が経過し、数十万人の命が奪われています。イスラエルのレバノン侵攻にイランが関わり中東での全面戦争や核兵器使用を危惧する動きが強まっています。

一方、日本政府は、日米同盟と核抑止論を旗印に安保三文書の閣議決定に基づき、集団的自衛権行使容認、沖縄辺野古の新基地建設をはじめ日本全土の軍事基地化、GDP比2%への大増税、武器輸出解禁などを次々に強行しています。憲法9条のもとではできないとしてきたことを強行しています。緊急事態条項の創設、自衛隊の明記を入口にする改憲の動きを強めています。石破首相は「アジア版NATO(北大西洋条約機構)」を打ち出し憲法違反の軍拡を推進する姿勢です。

「武力で平和はつくれない」「戦争をやめろ」の国際世論を平和憲法を持つ日本から広げること、軍拡と増税、改憲の動きをとめる職場・地域からの草の根の運動が必要です。

25国民春闘では、組合員や職場の仲間、地域住民との丁寧な「対話と学びあい」を通じて、組合員自らが声をあげましょう。

【25 国民春闘での要求基準】

◆大幅賃上げ・底上げ要求

- ① 企業内・産业内最低賃金 時給 1,500 円以上、月 225,000 円以上
- ② 賃上げ要求 月 32,000 円以上・時給 200 円以上（10%以上）の賃上げを求める
- ③ 最低賃金 いますぐ全国一律 1,500 円、めざせ 1,700 円

◆労働時間、働き方に関わる 4 つの要求

- ① 所定労働時間を 1 日 7 時間、週 35 時間をめざす。
- ② 時間外労働の上限は、週 15 時間、月 45 時間、年 360 時間までとするために、36 協定の特別条項を廃止すること。
- ③ 勤務時間インターバルを 24 時間について連続する 11 時間以上とすること。
- ④ 深夜勤務や変則勤務、対人労働の場合は、労働時間を短縮すること。

（説明）

25 春闘アンケートの最終となる第二次集計（2025 年 1 月 7 日、18 単産 117,273 人）によると、賃上げ要求の平均額が正規労働者で月 32,276 円（2024 年最終 32,197 円）、時給 167.8 円（同 165.7 円）でした。正規労働者は過去 21 年間で最高額の要求です。時給者（非正規労働者等）でも昨年を上回り年々要求が高まっています。

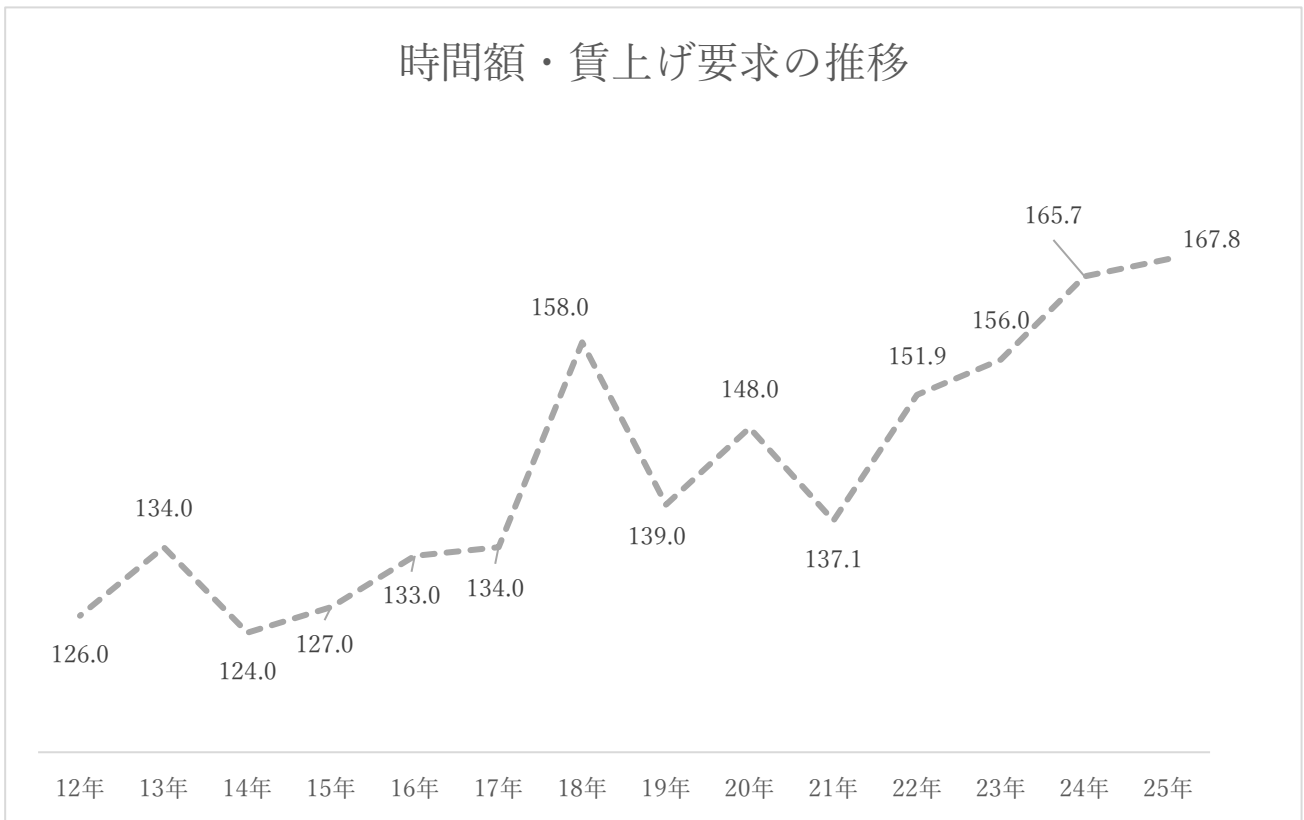
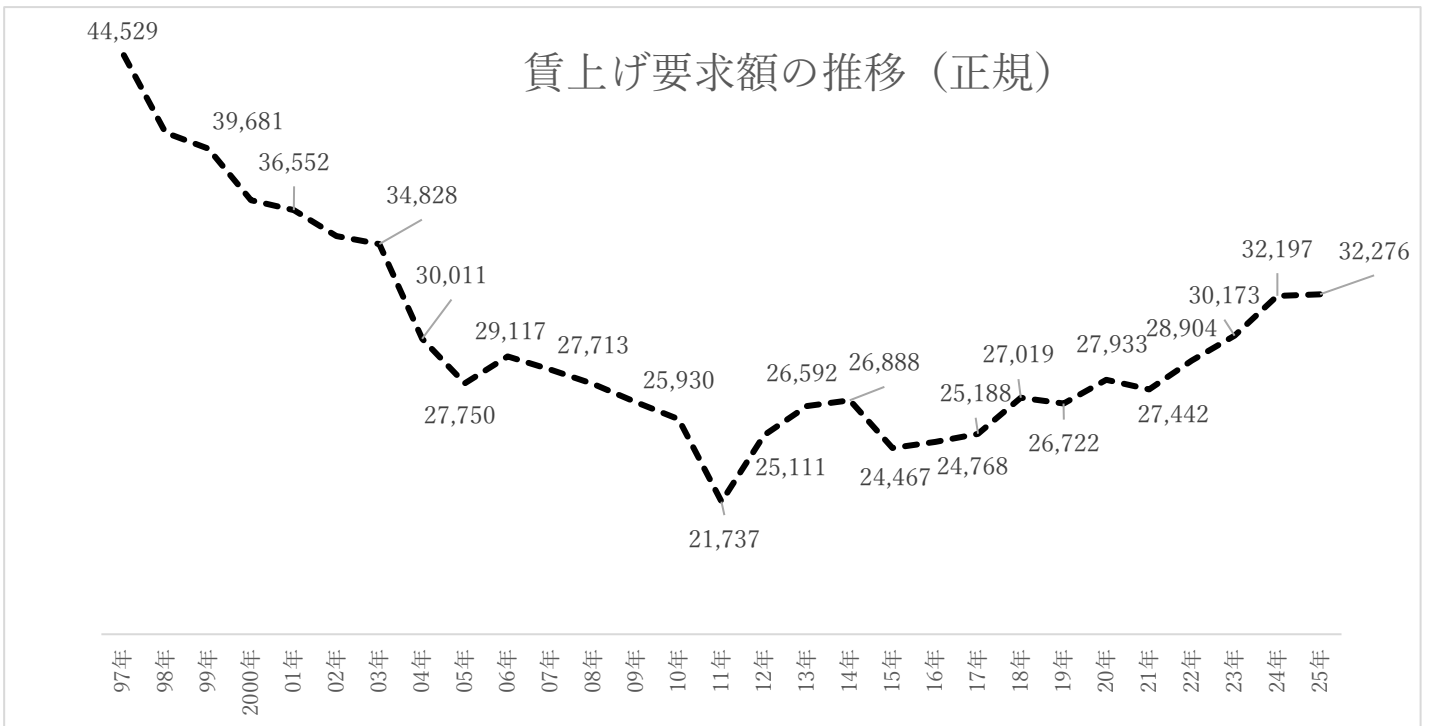
また、2023 年の賃金構造基本統計調査（厚労省）の平均賃金は 318,300 円、短時間労働者の 1 時間あたり賃金は、男性で 1,657 円、女性 1,312 円で男女計 1,412 円となっています。

これらを踏まえ、25 国民春闘における賃上げ要求基準は、正規労働者については、春闘アンケートの結果を踏まえて月額 32,000 円以上（10%以上）とすることを提案します。（32,000 円÷賃金構造基本統計調査の平均賃金 318,300 円×100=10.05%）。

また、時間給で働く労働者の賃上げ基準は、女性労働者の時間給 1,312 円を 1,500 円以上に引き上げることがめざし、時間額 200 円以上の引き上げを要求基準とすることを提案します。「最低賃金 1,500 円」の早期実現の世論が高まる下で、率にすると 14.3%引き上げ格差是正を求める積極的な要求基準とすることを提案します。

25 春闘の賃上げ要求基準は、若年層など低い賃金層の引き上げ幅を大きくする観点からこれまで同様に一律額で要求します。

24 春闘での賃上げ要求は、月 30,000 円以上・時給 190 円以上（10%以上）を要求基準としてたたかいました。



第一章 たたかいの到達

1. 大幅賃上げ・底上げ、全国一律最低賃金の実現、最低規制強化を求めるたたかい

(1) 賃上げは、まだまだ足りない。非正規や女性労働者の賃金格差が広がっている

国民春闘共闘・全労連の 24 国民春闘の到達は、組合員 1 人あたり 10,163 円

(3.49%) の賃上げをつくりました。約 27

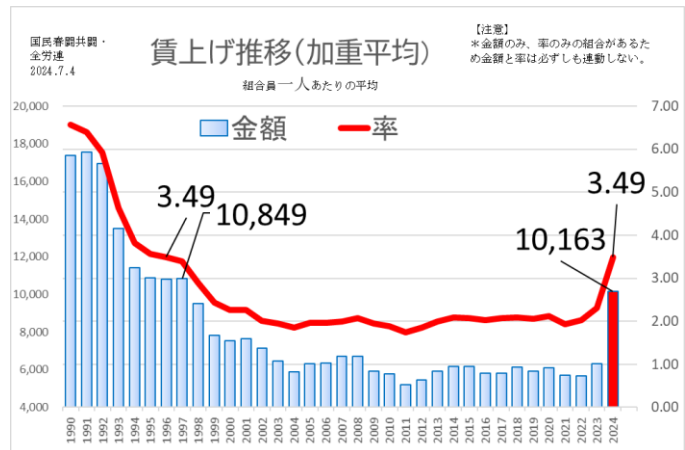
年ぶりの水準です。また、非正規労働者など時間給で働く仲間の賃上げは、46 円

(5.7%) でした。ひきつづく物価高騰のなかで実質賃金を引き上げるまでにはいたっていません。物価は、今後も高い水準

が継続することが想定されます。2024 年 8

月消費者物価指数は、4 年前の 109.1%、前年比 3.0% 増となっています。さらに、食品、電気代、日常消耗品費は 4 年前の 1.2 倍になっています。帝国データバンクは、2025 年の食品の値上げ動向について、「4 月までに 6 千品目、24 年比 6 割増ペースで値上げラッシュ続く」と見通しを示しています。(2024. 12. 26 発表)

さらに、社会保障の受益者負担の増加や教育費の高騰、軍拡を背景にした増税などで、生活は厳しさを増しています。インバウンドなどで、一見明るい先行き感をかもし出していますが、直近の消費動向調査（内閣府 2024 年 8 月）でも、その指数は、前月と変わらず 36.7 で、「改善に足踏みが見られる（据置き）」と、24 春闘での賃上げを受けても、なお、きびしいのが実態です。物価はさらに上昇するとの見通しであると同時に、継続的な賃上げに懐疑的であることが上げられます。

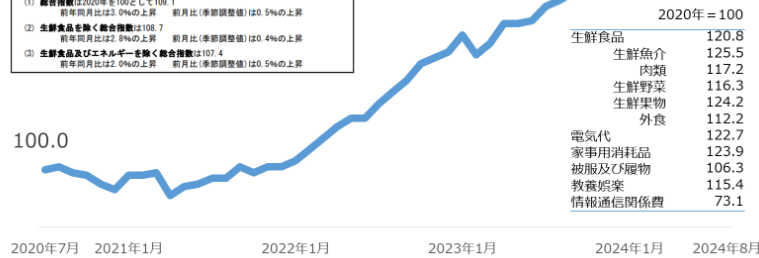


物価高騰、4年で109.1% 前年比3.0%増 食品、電気代、消耗品は約1.2倍

消費者物価指数 総務省 2024年8月

◎ 概況

- (1) 総合指数は2020年を100として109.1
前年同月比は3.0%の上昇 前月比(季節調整値)は0.5%の上昇
- (2) 生鮮食品を除く総合指数は108.7
前年同月比は2.9%の上昇 前月比(季節調整値)は0.4%の上昇
- (3) 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は107.4
前年同月比は2.0%の上昇 前月比(季節調整値)は0.5%の上昇



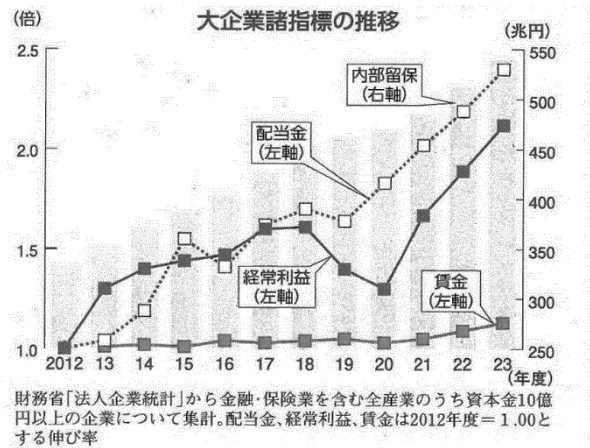
っていません。また、中小企業での労務費等の価格転嫁は、限定的といわざるを得ない状況が続いています。

まだまだ賃上げは足りない状況です。水準をさらに引き上げるとともに賃上げを持続させる必要があります。非正規や女性労働者などの格差解消に向けた、たたかいを重視する必要があります。

(2) 増大し続ける大企業や富裕層の富

大企業・投資家・富裕層の富は増大し続けています。財務省が9月2日に発表した2023年度の法人企業統計によると、資本金10億円以上の大企業（金融業と保険業を含む全産業）の内部留保は、539.3兆円と過去最大を更新しました。第2次安倍政権が発足する直前となる2012年度の内部留保額333.5兆円からは200兆円以上も増加しました。

経常利益は76.3兆円、配当金は32.5兆円とそれぞれ過去最大を更新しています。2012年度と比べると経常利益は2.12倍、配当金は2.4倍と大幅に増額しています。一方、労働者1人当たり賃金は633.4万円と前年度に比べ3.6%増加したものの、12年度との比較では1.13倍にとどまりました。賃上げを抑制し、大幅なコスト減らしなどで利益を膨らませて内部留保を積み増したことは明らかです。



(3) 中小企業での大幅賃上げ・底上げの実現

25 国民春闘では、中小企業での賃上げが焦点です。24 国民春闘での賃上げ状況を規模別にみると加重平均で従業員1,000人以上では、10,810円(6.61%)だったのに対し、100人~299人で8,434円(2.96%)、29人以下では9,183円(3.12%)と全体で5桁の賃上げがあるなかで、大企

業に中小企業が追い付いていない状況がわかります。

NHKが2024年2月に中小企業で賃上げを実施しない理由を調べています。最も多かったのが、「コスト増加分を十分に価格転嫁できていないため」が54%、次いで、「原材料価格などが高騰しているため」が49%です。

内部留保を企業規模別にみると、2015年度以降、資本金1億円未満の中小企業の内部留保も増えていることに特徴があります。経営

第3表 資本金規模別内部留保額(狭義)の推移

(単位:兆円)

		全規模	10億円以上	1~10億円	5千万~1億円	1千万~5千万円	1千万円未満
内部留保	2000年度	194.2	87.97	24.88	18.60	61.13	1.59
	2010年度	293.9	141.30	41.25	34.96	77.50	-1.13
	2020年度	484.4	242.07	71.17	46.37	106.72	18.03
増減額	2000~2010年度	99.7	53.3	16.4	16.4	16.4	-2.7
	2010~2020年度	190.5	100.8	29.9	11.4	29.2	19.2
	2000~2020年度	290.2	154.1	46.3	27.8	45.6	16.4

〔資料〕財務省「法人企業統計調査」

に展望が持てない中で自己防衛意識が高まったことが推測されますが、中小企業でも賃上げをおこなう条件は広がってきています。

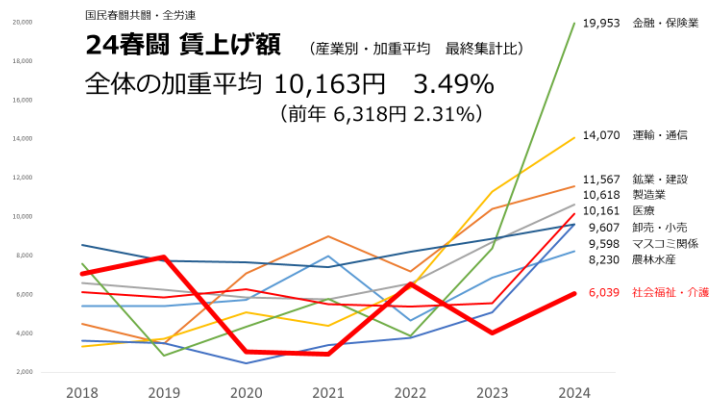
中小企業の経営者に賃上げの決断を行わせ、必要な価格転嫁を発注元企業に求めさせることができるのは労働組合の生活をかけた強い賃上げ交渉です。「価格転嫁できない」と労働者に我慢を強いることを許さないたたかいが必要です。

また、政府や自治体に対し、中小企業への賃上げ支援策、とりわけ労務費の価格転嫁が適正に行われるように規制を強めさせることが重要です。最低賃金の全国一律実現に向けて掲げる中小企業支援策、賃上げの直接支援、社会保険料の減免、労務費の価格転嫁の促進などを具体化させる運動の強化が求められています。

(4) ケア労働者、非正規、女性労働者の賃上げが争点

25 国民春闘では、ケア労働者、非正規労働者、女性労働者など、賃上げに乏しく生活困難がつづく労働者の組織化と賃上げが重点課題です。雇用、業種、男女間などの格差に対する怒りを引き出し、当該の労働者の労働組合への組織化ができるかが重要な視点です。

24 国民春闘の到達を見ても、金融・保険業 19,953 円、運輸・通信 14,070 円、鉱業・建設 11,567 円、製造業 10,618 円などに対し、社会福祉・介護では 6,039 円の賃上げにとどまっています。また、非正規労働者の賃上げは、時給 46 円 (5.7%) と例年から見ると高い引き上げとなっているが、2024 年 10 月の最低賃金の改定額 51 円にも満たないもので、極めて不十分な到達となっています。



25 国民春闘では、「非正規春闘」を掲げてたたかうとともに、ケア労働者の大幅な賃上げを実現し、春闘全体をけん引する役割を果たすことをめざす必要があります。

(5) チェンジ全国一律最低賃金キャンペーン

最低賃金の 2024 年 10 月改定をめぐっては、過去最高の 84 円引き上げた徳島では、県知事が「最低賃金の一丁目一番地は憲法 25 条生存権を守ることにある」と明言しています。岩手県知事は会見で「全国一律制に理がある」としました。秋田県知事は「地域別最賃は制度疲労している。全国一律制を国に強く要望する」と議会答弁しました。さらに、石破首相は自民党総裁選で「平均 1,500 円を 2020 年代に実現させる。全国一律最低賃金の実現を目指す」と公約しました。全国一律制への法改正を求める声が、私たちの運動で画期的な変化をつくっています。

最低賃金全国一律の実現に向けて、25 通常国会での法改正をめざします。24 改定での地方最低賃金審議会の議論を見ても、地域間格差に対する怒りは、人手不足、地域経済の疲弊の深化で、さうとう深まっています。いまがチャンスときです。運動の推進力は、職場や地域の組合員にこそあります。当事者の実態や声で地元国会議や地方議会・自治体を動かし、議会意見書や行政からの意見書を組織します。低賃金労働者を放置したままでは、賃金の底は抜けたままであることの認識をひろげます。地方組織の活動を元気にすることも含めて、25 国民春闘で全力をあげます。また、超党派議連の結成に向けてオルグをすすめます。

(6) 財界・大企業へ向けたたたかひの強化

財界・大企業に対する取り組みの強化がこれまでも増して重要になっています。大企業の社会的責任を迫り、史上最高額を更新し続ける内部留保を適切に活用させる必要があります。大企業に働く労働者や関連企業・下請け企業に働く労働者の立ち上がりを促す要求運動の構築も重要です。

春闘闘争宣言行動を 1 月 17 日(金)に経団連前行動を中心に取り組みます。同時に、2 月 11 日(火)に愛知でおこなわれる「トヨタ総行動」に結集し、「大企業のもうけを労働者・社会に還元せよ！」の声を上げていきます。

2. 労働時間の短縮、労基法解体を許さず改善を求めるたたかひ

(1) 長時間労働や人手不足の解消で働き続けられる職場をつくる

いま日本社会の多くで人手不足にともなう困難があらわになっています。例えば、介護労働者です。厚労省の推計では、2026 年度に必要な介護職員約 240 万人に対し 25 万人が不足、2040 年度には 57 万人に不足は増えるとされています。学校現場でも、運送業界でも、建設労働者でも、流通・小売りでも、医療や介護、福祉をはじめとする公務・公共サービスでも、人手不足が顕著

となっています。その背景には、少子高齢化による25～64歳の人口の減少があり、少子化や人口減少は先進国で多くみられます。それに加えて日本では、低賃金、長時間過密な過酷労働の「持続不可能な働き方」が広がり、職場を離れざるを得ない状況が広がっています。若者には、こうした職場で働くことを選択する意欲を失わせています。

これらを解消するには、複合的な対策が必要となっていますが、まずは賃金を抜本的に引き上げることです。非正規労働者に依存する低賃金構造を解消することです。最低賃金の抜本的な引き上げと男女の賃金格差の解消が重要となります。第二には、長時間労働を是正し、労働時間を短縮することです。せめて、ヨーロッパ並みの1日7時間、週35時間労働を実現させることが必要です。第三には、ハラスメントの禁止を実現させてジェンダー平等を推進する職場にしていくこと、働きがいのある仕事を取り戻していくことが必要です。

いずれも、たたかう労働組合でなければ克服できない要求です。「働き続けられる職場をつくる」ことを25国民春闘の柱の要求に据えてたたかいます。

(2) 労基法の解体を許さず改善を求める

政府は、「三位一体の労働市場改革」を押しすすめさらに過酷労働を労働者に強いる政策をすすめています。ジョブ型雇用・賃金、リスクリング、雇用の流動化の具体化が急速にすすめられています。労働基準関係法制研究会（労基研）での40年に一度の見直しとされる労働基準法の見直し議論は、労働者保護の観点から最低基準を定める労基法を骨抜きにし、およそ解体する議論です。多様な働き方・雇用を企業都合で広げておいて、「1日8時間で一律規制」することは時代遅れだとして、デロゲーション（適用除外）のさらなる拡大を狙っています。経団連は「労使合意で労働時間法制の原則的規制を適用除外できる仕組みを拡大せよ」と求めています。労使合意があったとしても労基法は守るべき最低基準であり、労使はその向上に努力することが求められていることです。労働時間を「1日7時間、週35時間に短縮」させることなどの要求を対峙して改善を求めます。

労基法の解体を許さず改善を求めるたたかいを具体化します。基本は、労基研などがすすめている規制緩和は、労働者の望みではなく、企業都合であり実態からかけ離れたものであることを、職場実態の告発で打ち出します。いまでも過労死させられるほどに長時間過密労働が職場にはあることをリアルに告発し、労働時間規制の強化、「1日7時間、週35時間労働」の実現をめざします。教員の長時間労働の解消、増員を求める運動とも結んでいくことが急がれます。

同時に、他の労働団体、識者等との共同を追求し、共同のたたかいで労基法解体ではなく改善させる取り組みをすすめる必要があります。

政府は、雇用の流動化をかけた、企業都合でいつでもリストラできる構造をつくりあげようとしています。解雇規制の緩和は、「賃上げ、人手不足、正規・非正規格差を同時に解決」にはなりません。企業にとって都合の悪い労働者を追い出すこと（自由に解雇）ができるようにしようと

するものです。解雇規制を緩和するならば、社会に不信感と不安が高まり、いっそう閉塞的、硬直的な社会経済を増幅させることとなります。解雇の金銭解決制度など、解雇自由の社会をつくらないためのたたかいを展開します。

3. 公共の再生、公務・公共体制、社会保障の充実をめざす

2024年1月1日に発生した能登半島地震、さらに能登半島を襲った7月の豪雨は、あまりに脆弱な公共の姿をあらわにしました。自治体や医療体制などの公務・公共体制が減らされてきた実態、極めて不十分な災害対策や避難所の実態、公共交通の削減や道路整備の放置など、命と生活にかかわる看過できない事態が、とりわけ地方地域に広がっていることが明らかになっています。

医療、公衆衛生、介護、福祉、保育、学校、郵便局、公共交通、通信、流通、エネルギーなど、ありとあらゆる社会生活に欠かせない公共財の多くが市場原理で効率化が優先され、災害時など必要なときにまともに機能しない事態を招いています。

地域のことは地域の住民が決定する民主主義社会の原則を取り戻すことが必要です。そのためには、公共にかかわる職場で働く労働者の権利回復が重要です。公共の職場で働く労働者の専門性を生かし、地域住民と一体となった運動を展開することが求められています。

すべての地域の活性化をめざし、“地域”を基礎に労働組合と地域住民との共同で前進をめざします。そのためには、新自由主義経済改革に対峙するたたかいとして自らの生活での「公共の再生」をめざすたたかいを重視し具体化をはかります。持続可能な地域循環型の経済・社会を中心に、日本経済の再生を求める大きな共同へと発展させるために全力をあげます。

(1) 公共の職場で働く労働者の労働条件の抜本的な改善を求める

公務労働者の生活を守る大幅賃上げ、長時間過密労働の解消、非正規公務員の処遇改善と正規化、定員削減の中止を求めたたたかいの強化が急務です。

社会的な賃金闘争の大きな柱である公務員賃金の大幅改善を求めて、公務と民間一体でのたたかいを強め、政府・人事院、自治体・地方人事委員会・教育委員会などに対するたたかいをいっそう強化します。また、公務や教育職場における慢性的な長時間労働を解消するために、労働時間の短縮、延長時間の上限規制の強化、給特法の見直しなどを求める運動をさらに発展させる必要があります。

さらに、会計年度任用職員や期間業務職員など公務で働く非正規雇用労働者の処遇改善と雇用の安定、そして正規化の要求実現のために具体的なたたかいを構築します。要求実現の求心力で仲間を増やし、当事者を中心とした運動で職場と地域と世論を動かし、確実に前進を勝ち取っていきます。

労働基本権回復などに向けたたたかいの具体的をはかります。

(2) 「地域ならではの公共」を地域住民との共同で再生する

財界が新自由主義的政策によりすすめてきた「小さな政府づくり」「公務員削減」「公共の商品化」「自治体の広域合併」などにより、地域の実態に応じたきめ細やかな施策が取れなくなった上に、地方のインフラを切り捨て、インフラ整備のために欠かせない国・地方の予算を切り詰めてきました。

国民の安全・安心を守り、格差の縮小、環境問題解決のためにも、「公共の再生」運動の国民的規模での展開が求められています。すでに、地域破壊を許さない立場から、水道民営化の阻止や自治体業務の委託中止、病院の統廃合、ライドシェアの解禁をストップさせるたたかいなどが各地で繰り広げられています。

(3) ケア労働者、公務公共、教育の労働条件改善を

医療・福祉の充実のために緊急に必要なことは、ケア労働者の処遇、働く労働条件を抜本的に改善することにあります。特に、他産業に比べても極めて低いまま固定化されている賃金の大幅な引き上げと企業内最低賃金などの最低規制を強化して底上げをはかり、抜本的な増員をはかることが急務です。政府が給付する診療報酬・障害サービス等報酬・介護報酬の影響を受けますが、大切なことは、労働組合が対使用者闘争を強めて、賃金を上げさせて、公定価格による報酬に反映させる、つまり価格転嫁させることです。報酬が上がらなければ、賃上げできないとの使用者都合の言い訳は通用しません。

一方、利用者は利用料の引き上げによる負担増がつづいています。医療現場では受診抑制がすみ、診療報酬の抑制とともに経営を圧迫する、悪循環が続き、全国各地で医療・介護崩壊の危機にあります。教育の分野でも教員の不足は著しく、子どもの成長に悪影響を及ぼしています。政策を転換させる政治的な取り組みをすすめることが必要です。

「地域循環型の経済・社会の構築」めざし、世論をさらに高めて労働者が安心して働き続けることができる環境の整備をめざします。

(4) 年金、保険証守れ、医療・介護を守るなど社会保障制度の拡充

政府は「全世代型社会保障」と称して、社会保障の削減となる給付削減と受益者負担を増やす政策を強力に推しすすめています。軍拡よりも社会保障の充実をもとめるたたかいを強めます。人員不足やコロナ禍などによって医療・介護・福祉の現場が深刻な状況となっている一方で、政府は軍事費確保のために社会保障費の削減をすすめています。物価高騰により年金生活をしている高齢者の生活がひっ迫する中での実質減額となる年金改定、人手不足と経営悪化による介護事業所の撤退・廃業・倒産や、訪問介護事業所が1カ所もない市町村の発生、75歳以上の高齢者の医療費の窓口負担引き上げなどは、若い世代も含めた全世代共通の課題であり、すべての国民が

健康で文化的な最低限度の生活を送ることのできる社会の実現が求められています。

マイナンバーカードと保険証の一体化に反対し、紙の保険証の継続発行・使用を求める取り組みに結集します。

2025 年は年金改定の年です。年金の引き上げ、最低保障年金の実現に向けて、「誰もが安心できる年金制度への改善を求める請願署名」の取り組みを強めます。

(5) すべての子どもが安心して学ぶことのできる権利の保障を

2012 年 9 月、日本政府は国際人権 A 規約第 13 条 2 項【権利としての無償教育】を全て批准し、「幼稚園から大学院まで、すべての教育段階において無償教育を実現する」と国際公約してから 12 年が経過しましたが、実現には至っていません。

日本の高等教育の学費は高騰し、国立大学では文部科学省からの運営交付金等が削減される中で、国が定める基準額からすでに値上げを実施した大学は、一橋大学や千葉大学などの 7 大学にとどまっていた。東京大学は 2024 年 9 月に学生の値上げ反対の声に真摯に向き合うことなく、2025 年入学から約 11 万円の値上げを決定しました。OECD 諸国の中でも日本の教育への公財政支出は下位に位置し、とりわけ高等教育における教育費の家計負担は 5 割を超え、大きな負担になっています。

政府がすすめる授業料後払い制度による負担軽減策は、教育ローンの支払いを先送りするだけにすぎず、無償教育に逆行するものです。学費の値上げラッシュは今後地方にも波及する可能性が高く、いまこそ誰もが等しく教育を受ける権利を保障するためにすべての段階での無償教育の実現が急務です。

また、日本学生支援機構は貸与奨学金を返済している労働者に向けて、企業等の奨学金返還支援（代理返済）制度を実施しており、企業側にも税制上の優遇措置があることから、労働組合の要求で奨学金返済の負担軽減が実現している職場が増えています。

4. 戦争反対、改憲阻止、核兵器廃絶のたたかい

イスラエルとパレスチナ・ガザの戦闘から 1 年が経過しました。死者は 4 万人を超え、子どもの犠牲は 1 万人を超えるとされます。ロシアのウクライナ侵略は、2 年半となり死者数は、ロシア軍で 50 万人(英国防相発表 2024. 5. 31)、ウクライナ軍 3. 1 万人(ゼレンスキー大統領 2024. 2. 25)、伴って子ども含む多数の市民が犠牲者になっています。この瞬間も刻々と増え続けています。さらに、イスラエルのレバノン侵攻にイラクが関わり中東での全面戦争や核兵器使用を危惧する動きが強まっています。

平和をまもるたたかいでは、改憲阻止、沖縄辺野古新基地、ウクライナやパレスチナガザでの停戦を求めるたたかいが主なテーマとなります。組合員一人ひとりの「平和の基礎体力」を強化

するために、学習会や活動交流会などに取り組んでいきます。

石破首相は10月4日の所信表明演説で、首相在任中の改憲発議を期待すると表明しました。米軍との核兵器共有化や、日本が国是としてきた「非核三原則」の見直しにも言及しています。岸田前首相が退任前に改憲の論点整理を指示し、自民党の憲法改正実現本部は自衛隊の憲法への明記などの「論点整理」を取りまとめました。自民党の改憲案は海外での米国の戦争に日本が加わる集団的自衛権の行使を全面的に可能にするものであり、石破首相が主張している「アジア版 NATO」を実行可能にするものです。

憲法を守るたたかいは依然として正念場です。政府は、改憲策動をすすめる手を緩めていません。引き続き、憲法改悪を許さない運動を強めていきます。

プーチン大統領がウクライナへの核兵器使用をほのめかし、ベラルーシにロシアの戦術核兵器を配備しています。イスラエルによるパレスチナ自治区ガザへの攻撃でも、アメリカの国会議員が、ガザ地区への核兵器使用をほのめかすなど、核兵器が使用される危険性が高まっています。10月11日、日本被団協がノーベル平和賞を受賞しました。ノーベル賞委員会は受賞理由に「広島と長崎の原爆生存者によるこの草の根の運動は、核兵器のない世界を達成する努力、また目撃証言を通じて核兵器が二度と使われてはならないということを身をもって示してきた」と評価しました。「核抑止力」を否定する、これほど明確で力強い言葉はありません。2025年は広島・長崎への原爆投下から80年を迎えます。この節目の年に、核兵器廃絶、核のない世界の実現に向けて反核平和の取り組みをすすめます。

5. 気候危機の問題、原発の廃炉をめざす課題

(1) 気候危機問題は緊急課題、具体的な対策と運動が必要

「気候変動の悪影響は若い世代の人権を侵害している」として、全国の10～20代の男女16人が2024年8月6日、二酸化炭素(CO2)排出量の多い火力発電事業者10社を相手取り、CO2排出を削減するよう求めて名古屋地裁に提訴しました。弁護団によると国内で全国規模での集団訴訟は初めてです。原告の福島県女性は「地元で記録的な大雨が続いている。地球温暖化はいま対処しなければいけない問題。いま適切な行動をとらなければ、将来の私たちの生活や、子どもや孫世代への影響は甚大」と裁判で訴えています。

日本のCO2排出量は世界の3%で世界第6位、人口ひとりあたりの排出量9トンは先進国平均とほぼ同じ、世界平均の約2倍、途上国の3倍になっており、その責任は大きいものがあります。

気候危機宣言やカーボンニュートラルの実現をめざす自治体が広がっています(ゼロカーボンシティ(2050年二酸化炭素排出実質ゼロ)表明自治体1,122自治体(2024.9.30時点))。気候危機打開に立ち上がる市民団体や研究者等とネットワークをつくり、運動を広げる動きが強められ

ています。気候危機の打開は世界と地域を守ることです。緊急の課題として具体的な対策と運動が重要な課題となっています。

(2) 東京電力福島第一原発事故後の「ALPS 処理水」の海洋放出と停止中の原発の再稼働の中止を

2023年8月、国と東京電力は、漁業関係者などとの約束も反故にして押し切り、東京電力福島第一原発事故処理の「ALPS 処理水」の海洋放出を強行し、1年余りが経過しました。いまからでも、直ちに海洋放出を止める必要があります。

地震大国の日本で原発が相当危険な存在であるにも関わらず、政府・財界は福島原発事故の教訓から何も学んでいません。原発の危険性は、能登半島地震発生時に志賀原発と柏崎刈羽原発で起きたトラブルからも明らかです。

政府は、原発の60年超の運転を可能にするGX脱炭素電源法を強行するなど、原発の再稼働、新增設、老朽原発の永続化をはかり、原発を基幹エネルギーとして使い続ける計画です。2011年3月の福島原発事故後、国内すべての原発が停止しました。しかし、2024年10月29日に東北電力女川原発2号機が再稼働し、2024年11月現在全国で7原発13基が再稼働しています。また、中国電力は島根原発2号機を12月7日に再稼働させると発表しました。地震大国日本で原発の再稼働を許さず、廃炉を強く求めていかなければなりません。

原発ゼロと石炭火力ゼロ、再生可能エネルギーへの抜本的転換をせまるとともに、自治体に2050年までのカーボンゼロ実現のための省エネや再生可能エネルギー生産の計画と政策を住民参加型で策定するよう求めていく必要があります。

第二章 4つの要求のたたかい方と仲間づくり

1 大幅賃上げ・底上げ、非正規労働者の要求前進、社会的賃金闘争の前進をめざして

1. ストライキを背景に生活改善につながる大幅賃上げ・底上げを求める

25 国民春闘は、「賃金が下がり続ける国から上がる国への転換」が大目標です。たたかう労働組合のバージョンアップで、物価の高騰を補うだけでなく、さらに生活改善につながるベースアップをめざします。24 国民春闘での賃上げ、徳島県に代表される最低賃金引き上げ、30年ぶりの水準となった人事院勧告といった「賃金引き上げ」の流れをさらに強く、大きくしていきます。

使用者都合の「賃上げ」では、「若年層と中高年層」「正規労働者と非正規労働者」など、格差と分断を広げることになります。すべての仲間の賃上げを実現する「労働組合主導のたたかい」をすすめます。特に、より困難を強いられる非正規労働者や差別的な低賃金に置かれる女性労働者の賃上げを重視し、とりくみます。

賃上げ要求では、最低規制を強める要求を前面に掲げてたたかいます。最低賃金の全国一律制の実現、男女賃金格差公表制度の開始を踏まえた、非正規労働者などの低賃金労働者の賃金底上げ、格差の是正、均等待遇を求め、ジェンダー平等社会をつくるたたかいとして重視します。

また、24 春闘での官民一体での教訓を生かし、会計年度任用職員などを含めた公務労働者の生活改善をはかる大幅賃上げで社会全体の底上げをめざします。

(1) 大幅賃上げ・底上げなどの 25 国民春闘の賃上げ要求

① 生計費原則に基づく大幅賃上げ・底上げ要求

賃上げ要求は、企業都合の要求ではなく、生計費原則に基づく生活に必要な賃金の引き上げを求める要求を追求します。24 国民春闘では、急速な物価高騰と要求の高まりを踏まえて、賃上げ要求を「月 25,000 円以上」から「月 30,000 円以上 (10%以上)」に引き上げてたたかいました。

25 国民春闘での、賃上げ要求は、「月 32,000 円以上・時給 200 円以上 (10%以上)」を掲げ、生活改善が実感できる大幅賃上げ・底上げを求めてたたかいます。

② 最低賃金要求は「いますぐ全国一律 1,500 円、めざせ 1700 円」

国民春闘共闘・全労連は、最低規制の強化を 23 春闘から一番要求に配置し、賃金の値崩れを防ぎ、低賃金で働く労働者の賃金の引き上げを重視してたたかいました。25 国民春闘でも「最低規制の強化」をたたかいのなかで貫くことが重要です。

24 国民春闘では物価高騰が始まった 2021 年以降の最低生計費試算調査の結果を踏まえ、最低賃金要求を「いますぐ全国一律 1,500 円、めざせ 1,700 円」としました。2020 年以前の最低生計費試算調査のバージョンアップをすすめ、「いますぐ全国一律 1,500 円、めざせ 1,700 円」を上げます。

企業内最低賃金は、時給 1,500 円以上をいますぐ実現させる要求とします。各産別には、産業・職種別最低賃金の確立に向けた要求づくりを促していきます。

(2) 職場での「要求づくり、要求討議」と「仲間増やし」が 25 国民春闘の成否を決める

人間らしい生活を可能とする生計費原則に基づく賃金要求の確立に向けて要求討議を重視します。また、すべての職場での要求提出、団体交渉の実施にこだわった取り組みをすすめます。

どれだけ組合員のなかで切実な要求が練り上げられ、生きた要求となるかが 25 国民春闘の成否を決めます。春闘要求アンケートでの対話促進、職場懇談会の実施など、職場での「対話」を重視します。非正規労働者や外国人労働者なども含めて職場におけるすべての仲間の要求を大切に「要求づくり、要求討議」に本腰を入れた具体化をはかります。これらの活動を通じて、要求提出する職場を増やしていきます。

すべての職場からたたかいをつくるため、みんなが確信をもてる要求の練り上げとともに、「要求実現のためにどうたたかうか」を当事者も含めてみんなで議論し、組合員の困難や職場実態から要求をつくるたたかいのスタイル確立に挑戦していきます。その際、徹底した要求討議で結集を強め、そのなかで仲間を増やし、力をつけて要求実現をはかるたたかい方も自ら編み出していくような議論を促していきます。

(3) すべての組織でストライキ権を確立し、ストを構えてたたかう

私たちのたたかいで日本でもストライキと労働組合への期待が高まるも、25 国民春闘でも、ストライキを構え、納得できない回答にはストライキを執行してたたかうことが求められています。24 国民春闘でのストライキでたたかった教訓をさらに発展させて、25 国民春闘では 24 国民春闘での事例交流などもおこないながらストに対する不安や疑問を解消し、すべての組織でスト権を確立し、ストを構えたたたかいに取り組むよう議論を呼びかけます。

「労働組合主導のたたかい」をすすめるためには、ストライキなど高い交渉力をもって、対等な労使関係を築き、賃上げを迫ることが必要です。困難な経営でも、どうすれば賃上げできる経営となるのか、その展望を労働者・労働組合に示すよう求めます。職場では産別闘争への結集とともに、ストライキを軸に、交渉力を高める戦術議論と実践をつくり要求実現をめざします。

公務職場でも、スト権確立などすすめるとともに、公務労働者の労働基本権の回復に向けて学習とたたかいを具体化します。

(4) 産別や地域の統一闘争への結集を強める

組合員・職場の要求を出発点に、単産・地域の統一闘争・統一行動への結集を強め、社会的な賃金闘争と職場でのたたかひの強化で要求実現をめざすことができる国民春闘共闘・全労連の強みを生かした取り組みを重視します。特に、地域でストライキ相互支援行動を実施するなど「賃金引き上げ」を可視化し、大幅賃上げ・底上げの流れをつくります。

(5) 財界・大企業へ向けた闘争と賃上げに必要な価格転嫁実現を求める取り組み

財界・大企業に対する取り組みの強化がこれまでも増して重要になっています。大企業の社会的責任を迫り、史上最高額を更新し続ける内部留保を適切に活用させる必要があることから、ビクトリーマップの作成・配布などの取り組みを具体化します。大企業に働く労働者や関連企業・下請け企業に働く労働者の立ち上がりを促す要求運動の構築も重要です。

春闘闘争宣言行動を1月17日(金)に経団連前行動を中心に取り組みます。同時に、2月11日(火・祝)に愛知でおこなわれる「トヨタ総行動」に結集し、「大企業のもうけを労働者・社会に還元せよ！」の声を上げていきます。

最低賃金の引き上げへの対応を含め、賃金引き上げに必要な価格転嫁の実現を求め、中小企業庁や自治体などへの要請を実施するとともに、職場段階では企業経営者に対して必要な努力をおこなうよう要求します

「労務費・コスト増分の価格転嫁を阻害する行為への監督指導の強化、優越的地位の濫用禁止や不当廉売・原価割れ発注の禁止、短納期の規制など公正取引を確立」「そのために、独占禁止法と下請二法を抜本改正」することなどを求める「最低賃金全国一律制度と中小企業支援の拡充による経済好循環の実現を求める要請(団体署名)」を広げます。

(6) 地域春闘の前進を

24 国民春闘では、スト支援、最賃運動を軸に地域春闘のたたかひが広がりました。「ストライキなど交渉力を高めてたたかえる組織の構築」の提起を、地方・地域組織でも具体化し、学習会や討論・経験交流をすすめます。

地域を軸に組合相互の交流をすすめることが、企業主義に陥ることを防ぎ、春闘の本来機能である産業横断的にたたかうこととなります。地方・地域組織が、事前の経営者要請や当日のストライキ支援まで一貫して行動に参加する取り組みをすすめます。

最低賃金全国一律1,500円以上の実現による賃金の底上げとともに、物価の高騰から生活と地域を守る取り組みを位置づけ、労働組合をはじめ、地域の経済団体など広範な団体、商店街や業者、さらには自治体などとの対話・懇談運動を地域段階から広げ、自治体や政府に政策転換を求める合意づくりと、一致点に基づく共同行動をすすめます。

(7) 25 国民春闘・中央行動の成功を

25 国民春闘の中央行動を3月6日(木)に設定し、「すべての労働者の大幅賃上げ・底上げを！」
「労基法解体許すな！最低賃金全国一律制実現！」「軍拡・増税ではなく、憲法いかし、社会保障の拡充を！」をスローガン(案)に、総決起集会を日比谷野外音楽堂で開催します。また、最低賃金引き上げと労基法解体阻止を中心的な課題にしてデモ、国会要請行動をおこないます。全国から3,000人をこえる参加をめざし、取り組みます。

(8) 25 国民春闘の流れについて

① 賃上げ要求の回答集中日は3月12日、全国統一行動(第1波)・スト13日

25 国民春闘での賃上げ要求の集中回答日を3月12日(水)、翌日13日(木)に統一ストライキをはじめとする全国統一行動をおこない、力の集中とたたかう労働組合の可視化を図ります。

② 4.9 全国統一行動(第2波) 「賃金上げろ！最賃ビッグアクションデー」

3月13日の第1波全国統一行動に続き、第2波の全国統一行動として、4月9日(水)に職場・地域からすべての組合員の決起で「賃金上げろ！最賃ビッグアクションデー」に取り組みます。職場での粘り強い賃上げのたたかいをすすめる仲間を激励する結節点としていきます。また、職場・地域で最低賃金運動と「企業内・産業内最低賃金時給1,500円以上(月額225,000円以上)」や公務員の「地域手当の地域間格差解消」を結び付けた議論と運動をすすめ、最低賃金全国一律の実現を要求する統一ストライキの実施や職場集会を開催するなど、最低賃金全国一律めざす意思統一をはかります。

③ 25 国民春闘でたたかう仲間の可視化を重視する

企業主導型春闘となる管理春闘が、連合の大手大企業労働組合によってつくられているもど、たたかう労働組合の「労働組合主導型の賃上げ闘争」を埋没させず、可視化することが重要です。そのことが、「労働組合なら変えられる」「いっしょに声を上げれば変えられる」という希望を労働者・国民につくることにつながります。

職場でストを構えたたたかいをすすめつつ、職場外への宣伝等で社会的な世論を広げ、要求実現をめざします。

国民春闘共闘・全労連として適宜、記者会見に取り組みます。賃上げ回答速報のネット番組をはじめ、マスメディアに向けての記者会見などを適時おこないながら社会的にたたかいます。

④ 「賃上げ回答速報ネット番組」

23 国民春闘から取り組んできた「賃上げ回答速報ネット番組」(YouTube LIVE)について、たたかう仲間の相互激励を強める観点から25 国民春闘でも実施します。第1弾「賃上げ回答速報ネット番組」を3月13日(木)、第2弾「粘り強く闘う仲間達のネット特番」を4月11日(金)に、現場からの参加を呼びかけます。

(1) 大幅賃上げ・底上げなどの25 国民春闘の賃上げ要求

① 生計費原則に基づく大幅賃上げ・底上げ要求

賃上げ要求は、企業都合の要求ではなく、生計費原則に基づく生活に必要な賃金の引き上げを求める要求を追求します。24 国民春闘では、急速な物価高騰と要求の高まりを踏まえて、賃上げ要求を「月 25,000 円以上」から「月 30,000 円以上（10%以上）」に引き上げてたたかいました。

25 国民春闘での、賃上げ要求は、「月 32,000 円以上・時給 200 円以上（10%以上）」を掲げ、生活改善が実感できる大幅賃上げ・底上げを求めてたたかいます。

② 最低賃金要求は「いますぐ全国一律 1,500 円、めざせ 1,700 円」

国民春闘共闘・全労連は、最低規制の強化を 23 春闘から一番要求に配置し、賃金の値崩れを防ぎ、低賃金で働く労働者の賃金の引き上げを重視してたたかいました。25 国民春闘でも「最低規制の強化」をたたかいのなかで貫くことが重要です。

24 国民春闘では物価高騰が始まった 2021 年以降の最低生計費試算調査の結果を踏まえ、最低賃金要求を「いますぐ全国一律 1,500 円、めざせ 1,700 円」としました。2020 年以前の最低生計費試算調査のバージョンアップをすすめ、「いますぐ全国一律 1,500 円、めざせ 1,700 円」をかかげます。

企業内最低賃金は、時給 1,500 円以上をいますぐ実現させる要求とします。各産別には、産業・職種別最低賃金の確立に向けた要求づくりを促していきます。

重視し、団体交渉や回答状況のリアルな状況を速報していきます。

また、全労連は春闘前半の経験交流と後半のたたかいの意思統一を図る、単産地方代表者会議を 3 月 26 日(水)～27 日(木)におこなう予定です。

2. 非正規春闘を掲げたたかう

(1) 「非正規春闘」の位置づけと要求を「自ら勝ちとる」ためのたたかい

非正規労働者は年々増え続け、2023 年には全労働者の 37.2%を占めるまでに至っています。しかし、賃金・労働条件は正規労働者に比べて低く、有期契約をはじめ不安定雇用にさらされながら働かざるを得ません。加えて、2022 年の厚生労働省「労働組合基礎調査」では、全労働組合員に占めるパートタイム労働者の組合員は 14.1%と低いうえ、推定組織率は 8.5%となっており、圧倒的多数の非正規労働者が自分たちの置かれている状況を解決するための手段も持ち合わせていないといえます。こうした状況だからこそ、国民春闘共闘・全労連は 25 国民春闘で「非正規春闘」の位置づけを強め、賃上げや安定した雇用の実現、休暇制度の改善など非正規労働者として自らたたかう仲間づくりに奮闘することとします。

この間、非正規労働者の要求前進を勝ちとった組織の多くでは、非正規労働者自らが使用者との交渉をはじめとした具体的な取り組みに直接参加するとともに、組織拡大においても自分の周

りの非正規労働者に声をかけ加入を勝ちとるなど、誰かからの「施し」ではなく「自らの手で」要求を勝ちとってきました。したがって、25 国民春闘では非正規労働者との対話で要求などを引き出しながら、非正規労働者自身が取り組みの中心となれるような仕掛けづくりを含め要求を明らかにする「要求対話」と、要求を勝ちとるための「作戦対話」をすすめます。その際、期間業務職員の「3 年公募」撤廃や会計年度任用職員にかかる給与改善部分の 4 月そ及などの成果やそこに至るまでの取り組みなども紹介しながら、あきらめずにたたかえば要求は必ず前進することを確信してもらえるよう工夫をこらします。

同時に、要求前進には「数の力」が必要なことを組合役員と非正規組合員とで意思統一し、「仲間増やし対話」をすすめ未組織労働者への積極的な働きかけをおこない、たたかう非正規の仲間を増やすことを追求します。また、単組・職場を超えた交渉支援行動なども具体化し、非正規労働者全体の賃金・労働条件、安定した雇用などの底上げをはかります。

(2) ジェンダー問題の当事者としての自覚を高め、要求実現に結びつける

非正規労働者の問題はジェンダー問題でもあることを意識しながら春闘の取り組みをすすめます。正規・非正規間あるいは男女間の賃金格差や、非正規労働者の男女比率、職場における仕事の分担、昇任など、自分たちがもっている不満や疑問、あるいはこれまで意識してこなかった課題についての問題点を明らかにするため「対話と学び合い」をすすめ、ジェンダー平等推進職場宣言の推進とともに、要求組織や組織拡大につなげることにします。

なお、パート労働者にとって大きな課題である「年収の壁」問題については、時間給 1,500 円を実現することで、そうした問題がクリアできるケースが多いことを対話で明らかにし、賃上げの取り組みに積極的に参加してもらおう工夫もおこないます。

(3) パートタイム・有期雇用労働法の見直し、安定雇用と均等待遇の実現を

政府は 2025 年にもパートタイム・有期雇用労働法の見直しをおこなうとしています。しかし、議論はまだ始まっておらず見直しの方向性や内容は不透明です。そうした状況を踏まれば、均等待遇や安定した雇用の実現などを見直しに盛り込ませるための運動を強め世論を高める必要があります。したがって各職場では均等待遇や雇い止めなど現状の問題点や要求を明らかにしながら職場での議論をすすめ、具体的な見直し議論に向けて意思統一を強めます。

3. ケア労働者、公務員賃金、公契約など社会的な賃金闘争

(1) 公務労働者の生活改善が図られる大幅な賃金引き上げ・底上げ

人事院は 2024 年 8 月 8 日、2024 年勧告をおこないました。賃金では、本俸について官民較差が 11,183 円 (2.76%) であるとして、高卒初任給 21,400 円引き上げ、一般大卒初任給を 23,800 円、

総合大卒初任給を29,300円引き上げるとともに、その他の職員についても若年層に重点をおきつつ、そこから改定率を低減する形で全体の号俸の引き上げ改定をおこなうというものです。国民春闘共闘・全労連の最低賃金引き上げなどをはじめとする社会的な賃金闘争の成果です。しかし、物価の高騰など生活悪化を補い改善させる水準ではありません。また、地域手当等の見直しで賃下げとなる公務労働者も多数生じることから、25国民春闘では、非正規も含めた全ての公務労働者の生活改善が図られる大幅な賃金引き上げ・底上げを求めていくことが必要です。

- ① すべての公務労働者の大幅賃上げと地域間格差の解消を求めていきます。そのためにも、最低賃金の全国一律制と大幅引き上げの実現、診療・介護報酬などの公的価格の改善、公契約の改善を求める社会的な賃金闘争への結集を全国的に強めていきます。3月6日の中央行動では人事院前行動や国会請願行動を実施し、政府・人事院に賃上げの実現を求めていきます。
- ② 住民本位の公務・公共サービスを守るためにも、非正規公務員の公募要件を濫用した雇止めを許さないたたかいを全国で展開します。同時に、不安定雇用と差別的な処遇のもとで働く非正規公務員、当事者の組織化を職場と地域が連携して取り組み、無期雇用化と均等待遇の実現、そして正規化をめざす大きなうねりをつくり出していきます。
- ③ 公務や教育、福祉現場での人手不足は深刻です。初任給の引き上げだけではなく、誰もが諸権利を安心して行使できる、余裕を持った人員配置の実現で、長時間過密労働の解消、そして労働時間の短縮を求めていきます。なかでも「定額働かせ放題」といわれる学校現場では、給特法を残業代が支給できるように改正することや教職員定数の抜本的改善・教育予算の増額を求める取り組みを全国で広げるとともに、政府・文科省が25年通常国会に提出を予定する給特法「改正」法案の成立を許さないたたかいを強めます。
- ④ 公務労働者の労働基本権が剥奪されて76年が経過しました。ILOは11度にもわたり、そのすみやかな回復を勧告していますが、日本政府は正面から向き合おうとせず国際的な批判にさらされています。労働基本権制約の代償措置である人事院勧告は、900万人の労働者の賃金水準にも強い影響を与えるとされており、公務員の賃金抑制は、日本を「賃金の上がない国」としている要因の一つとされています。

引き続き、政府・国会への迫及を強めるとともに、非正規公務員の雇用と処遇の改善、給特法の取り組みなどと結合して、公務労働者に労働基本権を返せ、の国民世論を構築していきます。また、海外の公務労組との共同の取り組みを検討していきます。

(2) ケア労働者の賃上げと組織化

2025年度についても「医療・介護・障害」の報酬を引き上げ、ケア労働者の賃金水準を大きく改善させることを政府・厚労省に強く求めていきます。あわせて、誇りを持って働き続けられる賃金・労働条件の確立、ハラスメントのない職場づくりなどをすすめるために、未組織のケア労働者との対話と組織化を全国ですすすめます。

(3) 公契約条例制定に向けた地方での取り組み

労働者の賃金・労働条件の底上げだけでなく、公共施設・サービスの品質確保・向上、発注・積算・入札制度の改善など、地域経済の発展に繋がる好循環をめざす「公契約条例」は、88自治体（賃金条項型 32自治体、理念型 56自治体）で制定されています。

エッセンシャルワーカーである労働者の賃金水準を守るだけでなく、SDGs や労働施策総合推進法を地域の政策に取り入れて地域の活性化、少子化対策等を図るためにも、公契約条例の必要性が高まっています。労働者と地域、住民が共同して、条例制定運動をすすめていくことが求められています。

- ① 自治体における条例の制定状況やその運用について調査し、実態把握に努めます。
- ② 条例の制定に向け、自治体や委託業者団体との意見交換等もおこないながら議会に働きかけていきます。
- ③ 公契約法の制定をめざし、政府・関係機関へ働きかけを強めます。

4. チェンジ最低賃金全国一律実現キャンペーン

2024年の最賃改定後、行政トップが最低賃金全国一律制を求める発言をおこない、総選挙では多くの政党が「1,500円」を公約にかかげ、与党も「2020年代」と期限を区切った公約を打ち出しました。労働総研の試算によれば、民間の時給1,500円未満の雇用者に官公庁の非正規職員を加えると、時給1,500円未満の雇用者の総計は2823万人と推定され、役員を除く全雇用者（労働力調査、5,672万人）の49.8%に相当します。全国一律1,500円になれば、16.1兆円の賃金増加につながり、全労働者平均の一人当たり賃金が23,632円上昇し、賃金の底上げが生じることになります。全国一律最低賃金への法改正に向け全力をあげます。また、職場では企業内最低賃金時給1,500円以上の引き上げを具体化し、職場から最低規制を強めること、当事者の組織化と合わせて取り組みを展開します。4月には職場でのストライキを含む「賃金あげろ！最低賃金ビッグアクションデー」を全国の組合員参加で成功させて、法改正をめざします。

(1) 当事者との「対話と学びあい」を広げる

全国一律法改正実現への要は、職場・地域からの声が強まること、当事者性を発揮した運動の構築にあります。最低賃金近傍で働く労働者（正規、非正規、女性、若者、高齢者）との「対話と学びあい」を広げます。

学習会・シンポジウム、最低賃金生活体験や最低生計費試算調査に取り組み、学び、調査・体験を通じて、運動の担い手を広げていきます。

最低生計費試算調査は、未実施の県での具体化をすすめつつ、2021年以前実施した調査に物価

高騰を反映するアップデートを年内めどにすすめ、最低生計費試算調査・総括表に反映し、春闘の学習資料として広げていきます。

2024 改定結果を反映した、学習動画を作成します。

(2) 25 国民春闘期の最賃デー

全国一律最低賃金制度の実現と 2025 年度の最低賃金大幅引き上げと地域間格差の解消をめざし、次のとおり、最賃デーに取り組みます。

- ① ローカルビッグアクションを取り組む2月1日(土)を第1次最賃デーとして、全国での取り組みをすすめます。
- ② 第2波全国統一行動の4月9日(水)「賃金あげろ！最低賃金ビッグアクションデー」を第2次最賃デーとして、職場・地域からすべての組合員の決起で取り組みます。
- ③ 国会請願署名の採択をめざし、3月6日(木)の中央行動で国会議員要請・署名提出行動に取り組みます。
- ④ 「チェンジ全国一律最低賃金」キャンペーンの活動を交流・促進する交流集会を春闘期後半(4月予定)に計画していきます。
- ⑤ 5月22日(木)or23日(金)に議員要請などをおこなう第3次最賃デーに取り組みます。
- ⑥ 最低賃金の目安審議に向け、大幅引き上げなどをめざし、6月19日(木)を第4次最賃デーとして厚生労働省要請などをおこないます。
- ⑦ これまで7月に設定していた第5次最賃デーは、中央最低賃金審議会にむけた行動として日程を含め、今後具体化します。

(3) 地元国会議員への要請、意見書採択、政党への要請、署名を全国で展開する

- ① 「法改正の4つのポイント」での国会議員からの賛同を広げる取り組みがすすめられています。地方組織を基本に、全国国会議員にあたりきる取り組みをすすめます。最賃政策を重視する議員の落選という総選挙の結果を踏まえ、超党派議連の結成に向けてオルグをすすめます。
- ② 国会議員からの賛同とともに、地方自治体の3月議会にむけ、「全国一律」を求める意見書採択の取り組みをすすめます。
- ③ 最低賃金全国一律制度の法改正を求める請願署名(目標25万筆)に取り組みます。「法改正の4つのポイント」の賛同とともに署名の紹介議員を広げていきます。第1次集約として2月末までに署名を集中し、3月6日(木)の中央行動に国会議員への提出行動に取り組みます。
- ④ 「最低賃金全国一律制度と中小企業支援の拡充による経済好循環の実現を求める要請(団体署名)」(第1次締め切り2月末)をすすめ、第4次最賃デーに政府へ提出します。

(4) 地域での宣伝、マスコミ、SNS 等での世論づくり

低賃金労働者の賃上げ、地域経済への波及効果などを前面に押し出し、地域での宣伝、マスコミ、SNS 等で全国一律制度を求める世論喚起を図る取り組みをすすめます。

2 労働時間短縮の実現、労基法解体を許さないたたかい

1. 1日7時間、週35時間労働をめざす

人間らしい生活、自分で自由に使える時間を確保するため労働時間を「1日7時間」にすることを求めています。

今春闘では、職場で蔓延している長時間労働をなくし、賃下げなしの所定労働時間短縮を要求していきます。要求するには職場の労働時間の実態、就業規則や36協定、労使協定などがどうなっているのか今一度確認する必要があります。そのために、職場総点検運動として職場の労働時間・36協定についてのアンケート（以下、アンケート）を全職場の単組・支部・分会などで取り組みます。アンケートは、2024年秋のたたかいからすすめ、2025年2月まで集約します。単産・地方組織は取り組み状況を確認しながら、回答が困難な労組を支援します。

アンケートの最終まとめは5月ごろとし、1月には中間まとめをおこないます。2月13日(木)には労働時間短縮運動交流会を開催し、中間報告をすると同時に、春闘要求のひとつに時短を求めていく決起の場とします。

各職場で時間外・休日労働時間も調査し、長時間労働があればその実態を把握し原因分析をおこない、長時間労働の是正や労働時間の短縮を25国民春闘の要求書に盛り込みます。そのための学習もしながら、ストライキも含めた行動も視野に団体交渉で使用者に改善を迫ります。

どの職場も人手不足が深刻ですが、だからこそ時短をすすめ、人材を確保することが必要です。時短だけでなく、賃上げ、男女の賃金格差の是正など労働条件の改善を職場で求めています。

また、労働基準法などの労働法制の規制強化も重要です。規制強化の観点で労働基準法の改正を求める団体署名を夏提出に向けて取り組みます。

2、労働基準法解体を許さず改善を求めるたたかい

厚生労働省が主催の労働基準関係法制研究会（以下、労基研）は1月8日、報告をまとめ公表しました。全労連が研究会での議論や委員の発言に対して2度にわたり意見書を提出してきました。

た。まとめられた内容は、低賃金・長時間労働などの劣悪な労働環境の改善要求には何ら応えず、財界が要求する法規制の適用除外（デロゲーション）を容易にすることで労働基準法を骨抜き・解体するものとなっています。労働者の健康さえ確保できれば、職場ごとに労基法の最低規制を下回る協定も合法化するもので、これでは労働者を守ることはできません。経団連の「労使自治を軸とした労働法制に関する提言」（2024年1月16日発表）を強く意識し、財界が思い描く働かせ方を具体化しただけのものです。取り組みをすすめている労働時間・36協定アンケートをはじめ、職場の実態から労働喜寿法の解体を許さず改善を求める運動を具体化していきます。職場の声をアンケートで集め政府に規制強化を求めていきます。

労基研が終われば、労働政策審議会での議論がされ、法案提出という流れが予想されます。今春闘ではまず労基法解体という政府の狙いを職場や地域で学習します。学習用の資料は動画などわかりやすいものを活用します。様々な団体が取り組む宣伝行動や署名運動等とともにすすめていきます。

3. 雇用の安定を求めて

「三位一体の労働市場改革」は、リスクリングで労働者にスキルの向上を求め、職務給・ジョブ型雇用で賃金を抑制し、雇用の流動化で企業にとって不要な労働者を社外へ追い出すまさに財界の求めている安い人材の確保、容易に解雇ができる「改革」です。この「改革」を政府がすすめる中、解雇規制の緩和や解雇の金銭解決制度の創設が必要だとする声が自民党の中から出てきています。法案の動きが出てくればすぐに阻止への取り組みを強めます。

リスクリングを政府・財界は推しすすめています。勤務時間外の研修や研修費の自己負担を使用者が労働者に求める事案が増えています。職場で実態を点検し、労働者個人に押し付けている実態があれば、職場での研修と位置付け、勤務中での実施や全額会社負担を要求していきます。また、雇用の流動化を政府が推奨していますが、リスクリングを利用した退職強要・解雇を職場ではさせないよう労働組合が目を見守ることも重要です。

また、政府・財界は副業・兼業促進を掲げていますが、多くの労働者は低賃金の下で生活費を確保するために副業・兼業せざるを得ない状況に追い込まれています。他方で、副業・兼業は通算した労働時間の管理がされず健康管理がされない、割増賃金が支払われないことなどの問題もあります。したがって、普通に働けば生活できる賃金水準の実現や安定した雇用の確保こそが重要です。

労働契約法 18 条の無期転換ルールの抜本的改正と均等待遇実現を求める運動をおこないます。当事者の組織化で雇止めを撤回させる運動を広げます。また、2024年4月から労働条件明示ルールが改正され、雇用の更新回数や上限の明示が義務化されました。「使用者側から提示されたときは労働組合とともに確認し、よりよい労働条件を求めていこう」と職場で声をかけていくことが

必要です。

4. 労働安全衛生を職場に根付かせる取り組み

コロナ禍を経験したことにより得た教訓と課題を踏まえ、職場ごとに労災事故防止のための労働安全活動を強化することが求められます。

転倒事故防止や過労死・過労自殺の根絶に向け、安全委員会や衛生委員会で職場状況を点検するとともに、障害者・LGBTQ などへの配慮を含めた職場環境改善要求などを職場でとりまとめ、春闘要求書とともに経営者（使用者）に改善を求めます。

- ① すべての職場で安全点検をおこない、労災事故防止に向けた職場点検をおこないます。
- ② 過労死や過労自殺を根絶するため、すべての職場で労働時間管理の状況を点検します。
- ③ ジェンダー平等と障害者に対する合理的配慮の観点から、職場環境を点検します。
- ④ 職場でのハラスメントの根絶を実現するため、職場での対話や日常活動を通じて、組合員や職場の状況を把握し、使用者に対してあらゆるハラスメントの根絶を追及します。
- ⑤ 以上の状況を踏まえ、職場環境改善にむけた要求をとりまとめ、春闘期に経営者（使用者）に改善を求めます。

3 公共の再生、公務・公共体制や教育、社会保障の充実を

新自由主義経済の下で財界・大企業の利益を生み出すための「規制緩和」や「民間開放」がすすめられてきた結果、公務職場の人員削減、病院の民営化・独立行政法人化、学校の統廃合、鉄道やバス路線の廃止、ライドシェアの導入、郵便料金の値上げなど、公共が切り捨てられてきました。とりわけ、2024年の元旦に発生した能登半島地震とその復興もすすまないなかで被災地を襲った9月の豪雨災害、2024年1月2日に発生した羽田空港での航空機衝突事故などをきっかけに、利用者や国民と直接向き合う人員や組織の体制が不十分なことがクローズアップされ、公共の切り捨てがいつそうすすんでいることが明らかになりました。

一方で、政府は「デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済活性化を図り、社会変革を実現することが必要」だとして、教育や介護・医療、子育て、交通など多くの分野でデジタル行政改革をすすめています。その中身は「業務の効率化」を口実に公務・公共サービスに対する行政の責任を投げ捨てようとするものに他なりません。

こうした動きにストップをかけ、誰もが安心して働き暮らせる社会を実現することは、地域経済の活性化や人口流出問題をはじめ、自然災害への対応、少子化や環境問題などこの国が直面し

ている多くの課題解決につながります。したがって「公共」を多角的にとらえ、地域全体あるいは官民の枠を超えた取り組みをすすめていきます。

1. 国民・住民の人権を保障するための公務・公共体制確立

「公共」を切り捨てることは、憲法で保障されたさまざまな基本的人権の制約につながることは言うまでもありません。しかし実態は、「行政改革」や「規制緩和」の名の下に、国民生活に密接に関わる分野が切り捨てられ、あるいは市場原理にさらされ、本来すべての国民が享受することのできるはずの公務・公共サービスに格差が生じています。

加えて、自然災害への対応や医療・福祉の充実、教育を受ける権利の保障、地域における公共交通確保などの要求は切実さを増すとともに、子ども食堂やフードバンクなど今日を生きるために必要な支援の重要性が高まっています。

こうした状況を踏まえれば、国民・住民に寄り添った行政を実現することが不可欠です。

- ① 国や自治体による公共部門の民営化・独立行政法人化、指定管理者制度導入などの動きに監視を強め、当該職場の仲間を中心に地域住民との連携・共闘を広げながら、制度導入させない世論づくりや取り組みの具体化をすすめます。
- ② 地域の安心・安全を守るために必要な公務・公共の組織や人的体制確保に向け、各単産が取り進む署名への協力や宣伝行動などを地域でも連携・協力を強めすすめます
- ③ 国内にカジノを設置させないため、設置が予定されている地域とともに反対運動を強めます。また、多くの税金が投入されるなかで安全性などの点で多くの問題点をはらんでいる大阪万博の中止を求めています。
- ④ 誰もがよりよい教育を受ける権利を保障するためにも、教職員の長時間労働を解消するための給特法改正を求めます。また、社会人となった青年に重い負担を強いる現在の奨学金制度見直しを求めています。
- ⑤ 公共の縮小・破壊に関わる運動が地域住民から提起された際には、地域組織や当該地域にある職場の労働組合からも積極的に参加します。

2. 公務・公共で働く労働者の労働条件・働きがい確保

公務・公共で働く多くの仲間は住民や利用者の権利保障のために日々奮闘していますが、人員体制の不十分さから長時間労働やカスタマーハラスメント、会計年度任用職員をはじめとする非正規労働者における低賃金や休暇制度などの正職員との処遇の格差、不安定雇用や理不尽な雇い止めなど、さまざまな問題を抱えています。

加えて、能力・実績主義の推進によって数値至上主義や政権に付度した業務運営が求められる

ようになり、生活保護の不適切支給などに代表されるように利用者・住民本位のサービス提供がおこなわれないなどの問題が生じています。

こうしたことは公務・公共で働く労働者の働きがいを奪うことや安定的で良質なサービス提供ができなくなることにつながり、公務・公共に対する国民的な批判を高める結果になりかねません。したがって、公務・公共で働く労働者の労働条件や働きがい確保することも重要です。

- ① ケア労働者の労働条件改善に向け、診療報酬・介護報酬の改定とそれに伴う賃金引き上げに向け、予算配分を含め国の責任を追及する取り組みを強めます。また、人員不足を解決するため、勤務間インターバルの確保や夜勤回数の縮減、長時間労働の解消などによって過酷な働き方の根絶をめざす取り組みに中央・地域で結集します。
- ② 公務・公共を支えるのになくってはならない存在である非正規労働者の賃金・処遇改善、不安定雇用の解消にむけ、非正規労働者自身が主人公となってたたかいをすすめられるよう組織の強化・拡大をすすめるとともに、厳しい現状を広く明らかにし「良質で安定的な公務・公共サービスをうけるためにも、非正規労働者が安心して働ける労働条件・処遇が必要」との世論を高める取り組みを具体化します。
- ③ 国や自治体から民営化・業務委託された業務では、効率的な「経営」が求められるとともに年度替わりの際には入札によって委託業者が決定されます。しかし、安価な公務・公共の代償としてそこで働く労働者には低賃金、不安定雇用などが押しつけられ、人間らしい働き方や生活を送ることが困難になっています。したがって安易な民営化・業務委託などに反対するとともに、公契約条例の制定などをすすめ、公務・公共関連労働者の労働条件改善をめざします。

3. 社会保障制度の拡充

人員不足やコロナ禍などによって医療・介護・福祉の現場が深刻な状況となっている一方で、政府は軍事費確保のために社会保障費の削減をすすめています。物価高騰により年金生活をしている高齢者の生活がひっ迫する中での実質減額となる年金改定、人手不足と経営悪化による介護事業所の撤退・廃業・倒産や、介護事業所が1カ所もない市町村の発生、75歳以上の高齢者の医療費の窓口負担引き上げなどは、若い世代も含めた全世代共通の課題であり、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を送ることのできる社会の実現が求められています。

- ① 中央社保協が取り組んでいる「軍事費の拡大より社会保障の拡充を求める」請願署名の2025年通常国会採択をめざす取り組みに結集します。
- ② マイナンバーカードと保険証の一体化に反対し、紙の保険証の継続発行・使用を求める取り組みに結集します。
- ③ 「誰もが安心できる年金制度への改善を求める請願署名」の取り組みを強めます。

- ④ 政府による「介護利用料2割負担の対象拡大」などの策動を許しません。中央社保協などで取り組む新介護署名や全労連介護ヘルパーネットが春闘期に取りまとめる介護労働実態調査に協力しながら、介護労働者の処遇改善を政府に求める運動を強化します。

4. 地域の暮らしや経済と密接に関連する公共

- ① 作付面積の減少政策や、価格保障制度改悪など米不足を生じさせるような農業政策を政府にあらためさせるとともに、食糧自給率の向上を政府の法的義務とするよう運動を広げていきます。加えて、物価高騰に伴って学校や病院などの給食提供に必要な米の確保に困難が生じています。国に対して公共の機能が確保される補助を求めていきます。
- ② タクシーのライドシェア促進などを許さないたたかいや地域における交通インフラの維持を求めるたたかいを展開します。
- ③ 能登半島地震からの復旧・復興をはじめ全国各地で頻発している自然災害への対応について、行政体制の確保を含め政府・自治体の責任を果たすよう追及を強めます。
- ④ 地球環境、とりわけ気候危機問題は労働者のいのちと健康にも大きく関わる問題です。労働時間短縮・長時間労働解消、長時間・遠距離通勤や単身赴任の縮小など労働者の要求実現、各種インフラの整備をはじめとした地域における「公共の再生」で「生活の大部分を完結することのできる、安心して暮らせる地域」づくりなど、労働組合ならではの取り組みによって、CO2 排出削減をはじめとした地球環境を守る取り組みに参画します。また、名古屋地裁での「若者気候訴訟」をはじめ、全国で広がる「地球環境守れ」の行動に地域から結集・支援していきます。

5. 国民生活と地域経済に寄与する税制の実現

- ① 物価高騰と相まって、消費税の負担が国民の生活に重くのしかかっています。消費税の廃止をめざしつつ当面 5%への減税を求めるとともに、個人事業主や小規模事業者に増税を課すインボイス制度の中止を求めてたたかいます。3月13日(木)の重税反対統一行動に結集します。
- ② 富裕層・大企業優遇の税制をあらためるとともに、内部留保への課税を求めてたたかいます。あわせて軍事費の縮減や防災対策の強化、中小企業支援対策、社会保障拡充など税金の使い方を労働者・国民本位に変えるよう求める、財務金融包囲行動に結集します。

6. 原発をゼロにし、再生可能エネルギーによる持続可能な社会をめざ

すたたかい

2024年8月8日、宮崎県日向灘でマグニチュード7.1の地震が発生し、気象庁は「一週間は南海トラフ地震の想定震源域で大規模地震が発生する可能性が高まっている」として「南海トラフ地震臨時情報」を出し、注意を呼びかけました。

注意の対象地域には4つの原子力発電所があり、川内原発は稼働中でしたが、原子力規制庁は臨時情報による運転停止を想定していませんでした。また、四国電力と九州電力は「南海トラフ地震を考慮した耐震設計をしている」「設定値以上の揺れで運転を停止する」などと説明し、臨時情報が発令されたにも関わらず特別な対応はしませんでした。

地震大国の日本で原発が相当危険な存在であることは、能登半島地震発生時に志賀原発と柏崎刈羽原発で起きたトラブルや、原子力規制委員会が敦賀原発2号機の再稼働申請について、地下の断層が活断層であり新規制基準に不適合と結論づけたことから明らかです。

東北電力は10月29日に女川原発2号機を再稼働しました。東日本大震災で被災し停止していた原発として、また福島第一原発と同じ型の原発としても東日本大震災後はじめての再稼働です。11月3日にトラブルを起こし停止しましたが、11月13日に稼働が再開されました。

原子力規制委員会は11月13日、敦賀原発2号機の再稼働申請を「不許可」と決定しました。原子炉の真下に「活断層」があることが否定できないという理由によるもので、2012年の規制委員会発足後、初の「再稼働不許可」の判断です。危険な原発の再稼働は断じて認められません。

停止中の原発の再稼働中止などを求めるとともに原発ゼロをめざします。再生可能エネルギーの普及で環境に配慮し、地球温暖化と気候変動を止めるために広範な団体と共同して運動をすすめます。

(1) 原発ゼロをめざす

学習活動と運動の交流を推進します。2月24日(月・祝)に予定されている「原発を脅しに使うな！さよなら原発集会」(日比谷野外音楽堂)や3月9日(日)に予定されている「3.11原発事故から14年！原発ゼロ新宿パレード」の成功をめざし、「原発いらない」を社会的にアピールします。

(2) 福島原発事故 ALPS 処理水の海洋放出の中止を

東京電力福島第一原発事故による「ALPS 処理水」の海洋放出に反対します。「ALPS 処理水」の海洋放出中止と新たな汚染水の発生を抑える抜本対策を政府や東電に求める様々な地域での運動に協力します。

7. 政府のマイナンバー押し付けに反対するたたかい

マイナンバー制度の目的は、金融機関の情報との紐づけにより、国が国民一人ひとりの所得や

資産情報を把握することにあります。国民の収入実態を税務当局が把握することや、政府が狙う「全世代型社会保障」として、健康保険や介護保険の所得に応じた給付抑制などにつながる狙いがあります。

さらに、地方自治体が管理する「住民基本台帳」を利用している自衛隊の入隊対象者調査や、「戦争国家」づくりにも利用される危険性があります。

国民が個人情報の一元管理を望んでいない中で紐づけの対象が広がり、システム開発と個人情報の利用がすすめられています。マイナンバー制度の問題点を明らかにし、制度廃止の世論と運動を広げることが求められています。

政府は、2024年12月2日に健康保険証を廃止、すでに医療現場や各保険者では混乱が起きています。マイナンバーカードの危険性と12月2日以降も有効期限までは現行の保険証が使えること、有効期限後も当面の間各保険者から発行される「資格確認証」が保険証と同様に使えることを広く国民に周知し、マイナ保険証の利用率を上げない取り組みが必要です。

また、マイナ保険証の紐づけ解除申告を各保険者が受け付けることから、紐づけ解除方法についても広く周知し、紐づけ解除を促進する取り組みをおこないます。政府に対して、省令の改正で削除した健康保険証の交付義務を回復し、存続させることを強く求めていきます。

(1) マイナンバー制度の危険を知らせる

各地で開催される、学習会やシンポジウムなどに積極的に参加し、制度の危険な本質について学び、多くの人に知らせていく取り組みをすすめます。街頭署名、制度の廃止にむけた国会議員への要請、地方議会への意見書採択行動などに取り組みます。

(2) マイナ保険証の利用率を上げさせない

12月2日以降も現行の保険証が使えることについて、街頭宣伝などで広くアピールします。保険者から送付される「資格確認書」が健康保険証の代わりとして使えることを広く周知し、大切に保存するよう呼びかけます。マイナ保険証の紐づけ解除方法について紹介し、紐づけ解除を促進します。

4 政府の改憲策動を止め、憲法がいかされる社会を

1. 改憲勢力から平和憲法を守り、憲法改悪を阻止するたたかい

石破首相は10月4日の所信表明演説で、首相在任中の改憲発議を期待すると表明しました。石破氏は米軍との核兵器共有化や、日本が国是としてきた「非核三原則」の見直しにも言及しています。

岸田前首相が退任前に改憲の論点整理を指示し、自民党の憲法改正実現本部は自衛隊の憲法への明記などの「論点整理」を取りまとめました。自民党の改憲案は海外での米国の戦争に日本が加わる集団的自衛権の行使を全面的に可能にするものであり、石破首相が主張している「アジア版 NATO（北大西洋条約機構）」を実行可能にするものです。

憲法を守るたたかいは依然として正念場です。自民党は補完勢力とともに、改憲策動を強めています。引き続き、憲法改悪を許さない運動を強めていきます。

- ① 各地でおこなわれる宣伝行動やデモ行進などに積極的に参加し、世論に訴える行動をおこないます。
- ② 職場と地域で平和と憲法の学習に引き続き取り組みます。

2. アジアの軍事的緊張を煽る「戦争国家」づくりを阻止するたたかい

防衛省による 2025 年度の軍事費の概算要求は 24 年度より 6000 億円上回り約 8 兆 5000 億円と過去最大、米軍施設関連費も加えると 9 兆円に近づきます。5 年間で 43 兆円となる大軍拡の 3 年目となる 2025 年度予算編成にあたり、軍事費増加とそのため増税を許さず、社会保障や教育の充実など国民要求を予算に反映させるたたかいをすすめます。

弾薬庫の新設や軍事利用を目的とした港湾・空港の整備、自衛隊基地の拡張などがすすむなか、平和を望む住民との矛盾が生まれ、軍備増強反対のたたかいが広がっています。「戦争国家」づくりの実態を広く知らせ阻止するたたかいをすすめます。「軍事費削って暮らし・福祉・教育に回せ」の世論を大きくする運動に取り組みます。

また、自衛隊地方協力本部などが 2023 年度に小中学生を対象に実施した「基地・駐屯地見学」「職場体験」「隊員による講演」の件数が 2,626 件と直近 5 年間で最高、コロナ前の 2019 年の 1,607 件から 1,000 件以上増加したことなど、自衛隊が意図的に市民生活の中に入り込み、身近な存在をアピールしていることに対して強く反対し、自治体の行事への自衛隊の参加や小中学生の「体験会」への動員などの中止を求めます。

- ① 「戦争国家」づくりの現状と問題について明らかにする学習会・地域宣伝などに取り組みます。
- ② 「特定利用」指定された港湾や空港を軍事利用させないたたかい、自衛隊基地の強靱化と軍事施設拡張に対する全国のたたかいに連帯して取り組みをすすめます。基地のある自治体当局への要請や懇談に取り組みます。
- ③ 在日米軍基地の機能強化に反対し、抗議行動や監視活動に取り組みます。沖縄での米兵による女性への暴行事件が多発していることと、日本政府が事件を隠蔽したことに強く抗議し、宣伝行動などに取り組みます。在日米軍基地の撤去と日米地位協定の廃止を強く求めます。
- ④ 政府が閣議決定した次期戦闘機の共同開発と殺傷能力を持つ武器の輸出に反対し、日本を

「死の商人国家」にさせない取り組みをすすめます。日本の軍事研究育成・軍事産業推進に反対します。各地で街頭宣伝や政府に対する抗議行動に取り組みます。

- ⑤ 防衛省が自治体に対して、住民基本台帳に記載された18歳・22歳に達する人の個人情報4項目の提出を求めている問題で、自衛隊名簿提出違憲訴訟など自治体の情報提供に反対して提供を止めさせるたたかいを支援し、連帯して取り組みます。
- ⑥ 小中学生を自衛隊のイベントに動員することや、自治体などの行事に自衛隊が参加しないよう、自治体と防衛省に強く求めます。

3. ヒロシマ・ナガサキ被曝から80年、戦争と核兵器のない世界を実現するたたかい

プーチン大統領がウクライナへの核兵器使用をほのめかし、ベラルーシにロシアの戦術核兵器を配備しています。イスラエルによるパレスチナ自治区ガザへの攻撃でも、アメリカの国会議員が、ガザ地区への核兵器使用をほのめかすなど、核兵器が使用される危険性が高まっています。

核保有国が核兵器に使うお金も増額しています。ICAN（アイキャン）の2023年の報告書によると、アメリカの核兵器関連支出は過去最高の515億ドル、全核保有国の前年からの増額分の8割を占めています。総支出額は2022年から107億ドル増加し、914億ドルとなっています。

一方で「核兵器禁止条約」に参加する国も増えています。9月24日にはインドネシア、シエラレオネ、ソロモン諸島が核兵器禁止条約に批准し、批准国は73カ国、署名国は94カ国となりました。唯一の戦争被爆国である日本の政府は、広島・長崎そしてビキニ環礁と3度も核兵器の犠牲となったにもかかわらず、条約に署名・批准していません。日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書決議は全国688自治体議会で採択され、全国1,788自治体の38%となっています（2024年9月25日現在）。

10月11日、日本被団協がノーベル平和賞を受賞しました。ノーベル賞委員会は受賞理由に「広島と長崎の原爆生存者によるこの草の根の運動は、核兵器のない世界を達成する努力、また目撃証言を通じて核兵器が二度と使われてはならないということ、身をもって示してきた」と評価しました。「核抑止力」を否定する、これほど明確で力強い言葉はありません。

2025年は広島・長崎への原爆投下から80年を迎えます。この節目の年に、核兵器廃絶、核のない世界の実現に向けて反核平和の取り組みをいっそうすすめます。

5 「対話と学びあい」をすすめ、要求の求心力で組織強化・拡大に全力をあげる

1. 「対話と学びあい」をすすめ、仲間を増やし春闘に勝利しよう

24 秋闘から単産、地方組織で「対話と学びあい」の実践の具体化の議論、実践交流がはじまりました。「要求対話」→「作戦対話」→「仲間増やし対話」を通じて、組合未加入労働者との対話をつくり「仲間を増やして要求実現」する国民春闘をつくります。

春闘期こそ、要求づくりの段階から仲間増やしに集中して取り組みます。賃上げをはじめ強い要求を仲間増やしで実現する運動を広げます。

(1) 要求対話から仲間増やしへ

①要求づくり、要求を引き出す「要求対話」を職場・地域で展開します。労働者の個々の思いを出発点に、自らの生活や同僚の生活、職場の問題、人間らしく住み続けられる地域になっているのかなどを出し合い要求にまとめていきます。②要求が明確になったら、その要求を実現していくための筋道をみんなで計画します。役員だけでなく、当事者である組合員とともに考え実践します。③要求実現に向け仲間を増やします。その要求に大きく関係する労働者が一体となって声をあげることが要求を実現させる大きな力となります。

こうした、「困難な生活や職場の現状の背景にはなにがあるのか」「労働組合とはなにか、何ができるのか」などの対話と学びあいを位置づけて 25 国民春闘を展開します。

全国で活発に展開される「要求対話」「作戦対話」「仲間増やし対話」の実践・教訓を学び交流します。

(2) 加入対象者との対話の具体化を本格的に展開する

会計年度任用職員などの非正規公務員、ケア労働者、フリーランスで働く労働者の組織化など対象を決め、単産の力を結集して、労働組合の姿を見せる取り組みをすすめます。

単産は職場での加入対象者との「対話」の具体化を図ります。職場での拡大目標、地域での拡大目標を明確にし、目標達成にむけた「要求対話」「作戦対話」「仲間増やし対話」の具体化をはかります。

(3) 新歓期の拡大、組合員参加の組織拡大の展開

春闘期の組織拡大として、4月の新歓期の拡大は大きな役割を果たします。新規採用者の100%加入、そして職場過半数の組織化をめざし、組合を知る会などを開催できるように準備をすすめ

ます。役員だけでなく、「要求対話」「仲間増やし対話」を意識して、全員参加の組織拡大になるよう取り組みをすすめます。

「この要求を実現するために仲間になってほしい」と、当事者とともに要求実現をはかり成功体験をともにするスタイルの組織活動をめざします。その中で、組合員の成長とともに、仲間づくりをすすめます。

(4) 非正規で働く公務員を組織化し、要求の前進と制度の改善を

- ① 2024年度の人事院勧告では、月例給で32年ぶりに2%を超える改定率を勝ち取りました。若年層で大幅な改善がされたことを受け、初任給付近の給与表に張り付いているフルタイムで働く非正規公務員の賃金を大幅に改善させることになり、一時金の改善・差額の4月遡求と合わせると年間30万円程度の賃上げとなりました。国の改定を受け、地方自治体でも同様の大幅な引き上げ勧告が出されています。会計年度任用職員にも同様の引き上げ、4月遡求を確定させるためにも、非正規で働く仲間に「組合に入って賃上げを実現しよう」と呼びかけます。
- ② 人事院は、勧告に先立つ6月に「3年公募要件」の撤廃をおこないません。しかし、3年公募要件の撤廃は、期間業務職員の無期転換権を認めたものではありません。各省庁の判断で「1年公募」への変更もあり得るなどの不安要素を含んだものとなっています。また、国の「3年公募要件」の撤廃を受け、総務省は各地方自治体に通達を発しました。しかし、「5年公募要件」の見直し、撤廃をおこなった自治体は多くなく、名古屋市では保育パート1,200人の雇止めを強行しています。非正規雇用の公務員に組合に加入してもらい、仲間の力で「公募要件の撤廃」を実現します。

2. 非正規や女性差別の根絶とジェンダー平等の実現

職場におけるジェンダー差別、間接差別に目を向けて対話と学びあいの取り組みをすすめ、大幅賃上げ、雇用の安定、格差の是正など強い要求づくりをすすめます。

25年春の通常国会での女性活躍推進法改定案の審議に合わせて「あらゆるハラスメントと女性や性的マイノリティ差別の根絶をめざすキャンペーン」を展開します。包括的ハラスメント禁止法の制定、男女間の賃金格差解消、ILO第190号条約「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」の批准などの実現と労働組合の加入を促進するジェンダー平等推進キャンペーンに取り組みます。

(1) 労働組合への加入、職場や地域での「対話と学びあい」を促進する

女性や性的マイノリティや非正規労働者など、職場でマイノリティ（少数者）になりがちな労

働者との「対話と学びあい」を特別に促進し、労働組合への加入を促進します。職場での実態把握、学習会や交流会、ハラスメント相談を強化します。すべての労働者によるジェンダー平等をすすめます。

(2) 男女賃金格差や管理職登用状況などの職場点検活動をすすめて改善を求め要求する

「ジェンダーギャップチェック表」を活用し、男女賃金格差解消や管理職登用状況などの職場点検活動をすすめて、認識の深め合いや職場での対話の促進をはかります。同時に、25 春闘で要求化して使用者に改善を求めます。

(3) ILO 第 190 号条約の批准を求める署名と政府への要請

- ① 全労連国際局と協力して学習の機会を設け、ILO 第 190 号条約の批准を政府に求めるとともに、職場に ILO 第 190 号条約の原則を根付かせる。
- ② ILO 第 190 号条約の批准を求める署名にとりくみ、政府に条約批准をせまる除名に職場・地域で取り組みます。

3. 困っている労働者を見逃さない。仲間の力ですべての争議の早期解決めざす

(1) 労働相談の強化と組織化

労働相談を「組織拡大の入口」として活用します。単なる法律相談で終わらせるのではなく、労働組合には職場を変える力があること、相談者が立ち上がれば職場を変えられることを伝え、組合結成へとつなげていきます。

(2) 地域での争議支援の強化

争議を単産・地域で抱え込むのではなく、全国の仲間に支援を要請し仲間の力ですべての争議の早期解決をめざします。地域では争議支援総行動をはじめ社前行動などの具体化もはかります。

4、非正規差別ゼロ実現、フリーランス、移住労働者の組織化で要求実現

(1) 非正規労働者の要求実現とフリーランスなどの組織化

非正規雇用労働者へのあらゆる差別の禁止、均等待遇の実現、継続している仕事は無期雇用などで、非正規雇用労働者と要求でつながり、非正規雇用労働者・フリーランス（ギグワーク）などの組織化をすすめます。

各組織では、あらためて非正規労働者も組合加入できる体制を整えるとともに、非正規労働者も執行委員に迎えるなど、組織方針に非正規労働者の声が反映できるようにします。

(2) 移住労働者の権利を守り共生社会を

外国人技能実習法が「改正」されましたが、「育成就労」と名を変えただけで、最低3年は家族の帯同が禁止され、送り出し機関の規制もされませんでした。移住労働者の人権を守る移民政策を求め、共生社会をすすめます。

5. 中央・都道府県労働委員会の労働者委員の獲得めざすたたかい

第38期中央労働委員会労働者委員の複数任命を勝ち取るために運動をつくります。全労連がすすめる、全国4,500団体を目標に取り組まれる「公正任命を求める団体署名」に協力し推進します。また、都道府県労働委員会での公正任命に向けて地方組織とも連携をとりながら任命闘争をつくっていきます。

【25 国民春闘の行動計画】

- 12～2月 地域総行動月間
- 12～2月 国民春闘要求実現！仲間増やし集中期間
- 1月07日(火) 新春宣伝行動
- 1月07日(火) 「働くみんなの要求アンケート」第二次集約日
- 1月08日(水) 新春合同旗開き
- 1月16日(木) 国民春闘共闘第1回単産・地方代表者会議
- 1月17日(金) 国民春闘宣言行動・経団連包囲行動
- 1月22日(水) 全労連第66回評議員会（～23日(木)）
- 1月30日(木) 25国民春闘総決起集会（なかのZERO）
- 2月01日(土) <第一次最賃デー>「賃金上げろ、物価高騰から生活と地域経済と公共を守れ、ケア労働者の賃上げを！ローカルビッグアクション」
- 2月05日(水) 「ハラスメントと性差別根絶キャンペーンキックオフ集会」
- 2月11日(火) トヨタ総行動（愛知県）
- 2月13日(木) 労働時間短縮交運動流集会
- 3月01日(土) 金属労働者のつどい（東日本・東京青山公園）
- 3月02日(日) 金属労働者のつどい（西日本・京都）
- 3月06日(木) 25国民春闘勝利！中央行動・総決起集会・国会請願デモ行進（3000人）
- 3月12日(水) 賃上げ回答集中日
- 3月13日(木) 全国統一行動日（ストライキ含む）、重税反対行動
- 3月13日(木) 25国民春闘賃上げ回答速報ネット特別番組【第一弾】
- 3月14日(金) 賃上げ回答状況の記者会見
- 3月26日(水) 全労連単産・地方代表者会議（～27日(木)）
- 4月01日(日)～13日(土) 回答促進強化旬間
- 4月09日(水) 賃金上げろ！最賃ビッグアクションデー（第2波全国統一行動）<第二次最賃デー>
- 4月11日(金) 25国民春闘を粘り強く闘う仲間達のネット特別番組【第二弾】
- 5月01日(木) 第95回メーデー
- 5月03日(土) 憲法集会
- 5月22か23日(金) <第三次最賃デー>国会行動・国会議員学習会（仮称）
- 6月19日(木) <第四次最賃デー>厚生労働省要請（最低賃金要請）
- 7月 日() 最低賃金と人事院勧告の大幅引き上げ、厚労省・人事院包囲行動
- 10月11日(土) 全労連「労働運動交流集会（仮称）」（～12日(日)・13日(月・祝)）

【25 国民春闘方針 付属資料】

すべての労働者に保障されるべき最低生計費の水準について

— 賃金底上げ、最低規制強化をすすめるために —

(1) 国民春闘共闘・全労連の賃金・所得政策の柱は「生計費原則」です。衣食住と子の養育、本人と家族の健康を維持し、働き続けられるだけの費用（労働力の再生産費）を重視し、賃金闘争における具体的な統一賃金要求額としては、全産業・全職種にわたるすべての労働者を視野に入れ、だれもが保障されるべき賃金として「最低生計費」を満たす水準を要求しています。

25 年春闘では賃金の実態をふまえ、単身者と 30 歳代以降の世帯形成期の最低生計費の基準を示し、職場の労使交渉や法定最低賃金の改定交渉をとおして、要求の達成・前進をめざします。

(2) 経済的な困難から自立して生活できない若者が後を絶ちません。低賃金のため、望んでも結婚も出産もできず、単身生活を続ける労働者が増えています。人口減少、少子化、人手不足、地方経済の疲弊が社会問題となり、その深刻さが日増しに高まっています。日本社会の持続可能性が危ぶまれる事態です。賃上げ闘争を支えるための要求根拠の提示が必要となっています。

(3) 以上の状況をふまえ、「どこでもだれでも、最低限保障されるべき最低生計費の水準」を提示します。各組織で賃金に関する要求討議の際に活用いただきたいと思います。

どこでもだれでも、最低限保障されるべき最低生計費の水準

年額 300 万円、月額換算 27 万円、時給 1800 円（月 150 時間）

最低生計費試算調査（物価高騰分をアップデート）

25 歳単身・独居をモデル

北海道（札幌市） 税込年 3,147,684 円 月 262,307 円 時間 1,749 円 （24.6 改定）

福岡県（福岡市） 税込年 3,197,981 円 月 266,498 円 時給 1,777 円 （24.8 改定）